

## 4 飲酒経験受刑者の犯罪傾向

## (1) 入所度数等

2-2-4-1表は、Q F 分類別に入所度数を見たものである。

多量飲酒者 (mean=3.5, SD=3.3) は、そうでない者 (mean=2.8, SD=2.8) と比べて入所度数の平均が多かった ( $t=-3.2$ ,  $P<.01$ )。また、機会飲酒者は、6割の者が初入者であり、入所度数が2度以上の者 (以下この章において「再入者」という。) の構成比が他の飲酒パターンの者と比べて低いのが目を引く。

2-2-4-1表 Q F 分類別・入所度数別人員

Q F 分類	入 所 度 数								平 均	標 準 偏 差
	総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6～9 回	10回以上		
総 数	1,440 (100.0)	605 (42.0)	299 (20.8)	158 (11.0)	96 (6.7)	76 (5.3)	144 (10.0)	62 (4.3)	3.0	2.9
多量飲酒者	336 (100.0)	122 (36.3)	71 (21.1)	29 (8.6)	24 (7.1)	23 (6.8)	47 (14.0)	20 (6.0)	3.5	3.3
常習飲酒者	499 (100.0)	200 (40.1)	110 (22.0)	62 (12.4)	32 (6.4)	23 (4.6)	48 (9.6)	24 (4.8)	3.0	3.0
社会的飲酒者	214 (100.0)	105 (49.1)	42 (19.6)	26 (12.1)	16 (7.5)	3 (1.4)	17 (7.9)	5 (2.3)	2.4	2.3
機会飲酒者	155 (100.0)	93 (60.0)	22 (14.2)	13 (8.4)	8 (5.2)	6 (3.9)	9 (5.8)	4 (2.6)	2.3	2.4
非 飲 酒 者	236 (100.0)	85 (36.0)	54 (22.9)	28 (11.9)	16 (6.8)	21 (8.9)	23 (9.7)	9 (3.8)	3.1	2.8

【 $\chi^2(24)=57.87$ ,  $p<.01$ 】

注 ( ) 内は、構成比である。

次頁の2-2-4-2表は、Q F 分類別に前科総数の平均を見たものである。

多量飲酒者 (mean=4.4, SD=4.6) は、そうでない者 (mean=3.4, SD=3.7) と比べて前科総数の平均が多かった ( $t=-3.5$ ,  $P<.01$ )。

以上から、多量飲酒者は、他の飲酒パターンの者と比べ、入所度数や前科総数が多く、犯罪性向が進んでいる者が多い傾向があるものと考えられる。

2-2-4-2表 QF分類別・前科総数別人員

Q F 分類	前 科 総 数						平 均	標準偏差
	総 数	なし	1回	2～5回	6～9回	10回以上		
総 数	1,440 (100.0)	272 (18.9)	239 (16.6)	616 (42.8)	191 (13.3)	122 (8.5)	3.6	4.0
多量飲酒者	336 (100.0)	52 (15.5)	44 (13.1)	147 (43.8)	54 (16.1)	39 (11.6)	4.4	4.6
常習飲酒者	499 (100.0)	85 (17.0)	89 (17.8)	213 (42.7)	68 (13.6)	44 (8.8)	3.7	4.0
社会的飲酒者	214 (100.0)	49 (22.9)	42 (19.6)	94 (43.9)	19 (8.9)	10 (4.7)	2.8	3.0
機会飲酒者	155 (100.0)	48 (31.0)	31 (20.0)	54 (34.8)	11 (7.1)	11 (7.1)	2.7	3.8
非飲酒者	236 (100.0)	38 (16.1)	33 (14.0)	108 (45.8)	39 (16.5)	18 (7.6)	3.7	3.6

【 $\chi^2(16)=46.49, p<.01$ 】

注 ( )内は、構成比である。

(2) 保護処分歴

2-2-4-3表は、QF分類別に保護処分歴を見たものである。

多量飲酒者及び常習飲酒者は、保護処分歴を有している者の構成比が、他の飲酒パターンの者と比べて高かった。

2-2-4-3表 QF分類別・保護処分歴の有無別人員

Q F 分類	保 護 処 分 歴			
	総 数	あ り	な し	不 詳
総 数	1,440 (100.0)	452 (31.4)	939 (65.2)	49 (3.4)
多量飲酒者	336 (100.0)	120 (35.7)	200 (59.5)	16 (4.8)
常習飲酒者	499 (100.0)	171 (34.3)	319 (63.9)	9 (1.8)
社会的飲酒者	214 (100.0)	56 (26.2)	152 (71.0)	6 (2.8)
機会飲酒者	155 (100.0)	40 (25.8)	110 (71.0)	5 (3.2)
非飲酒者	236 (100.0)	65 (27.5)	158 (66.9)	13 (5.5)

【 $\chi^2(8)=20.52, p<.01$ 】

注 ( )内は、構成比である。

(3) 飲酒時に特定しない犯罪経験 (Q3)

2-2-4-4図, 次頁の2-2-4-5図は, 家族及び家族以外の者に暴力を振るった経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

多量飲酒者は, 家族に暴力を振るった経験がある者の構成比が顕著に高い。家庭内暴力に関連して飲酒の問題があることについては多くの指摘があるが<sup>20,21,35,37</sup>, その指摘を裏付ける結果である。

また, 多量飲酒者は, 家族以外の者に暴力を振るった経験がある者の構成比も顕著に高く, 対家族のみならず対家族以外の暴力, つまり暴力全般と多量飲酒の関連について裏付ける結果であるといえる。

なお, 窃盗経験, 覚せい剤経験, セクハラやちかん等のわいせつ行為経験については, 飲酒パターン別に, 特段の差異は認められなかった。

2-2-4-4図 QF分類別・対家族暴力の経験率

		まったくない	1～2回	3回以上
総	数 (1,433)	63.9	24.7	11.4
多量飲酒者	(334)	53.9	29.3	16.8
常習飲酒者	(496)	65.5	25.0	9.5
社会的飲酒者	(213)	66.2	23.5	10.3
機会飲酒者	(154)	66.2	22.1	11.7
非飲酒者	(236)	71.2	20.3	8.5

【 $\chi^2(8)=25.08, p<.01$ 】

注 1 無回答の者を除く。  
 2 ( )内は, 実人員である。

2-2-4-5図 QF分類別・対家族以外暴力の経験率

	まったくない	1～2回	3回以上
総数 (1,438)	39.6	28.4	32.1
多量飲酒者 (336)	28.3	30.1	41.7
常習飲酒者 (498)	37.3	27.9	34.7
社会的飲酒者 (214)	47.2	29.4	23.4
機会飲酒者 (154)	37.0	29.9	33.1
非飲酒者 (236)	55.1	25.0	19.9

【 $\chi^2(8)=57.49, p<.01$ 】

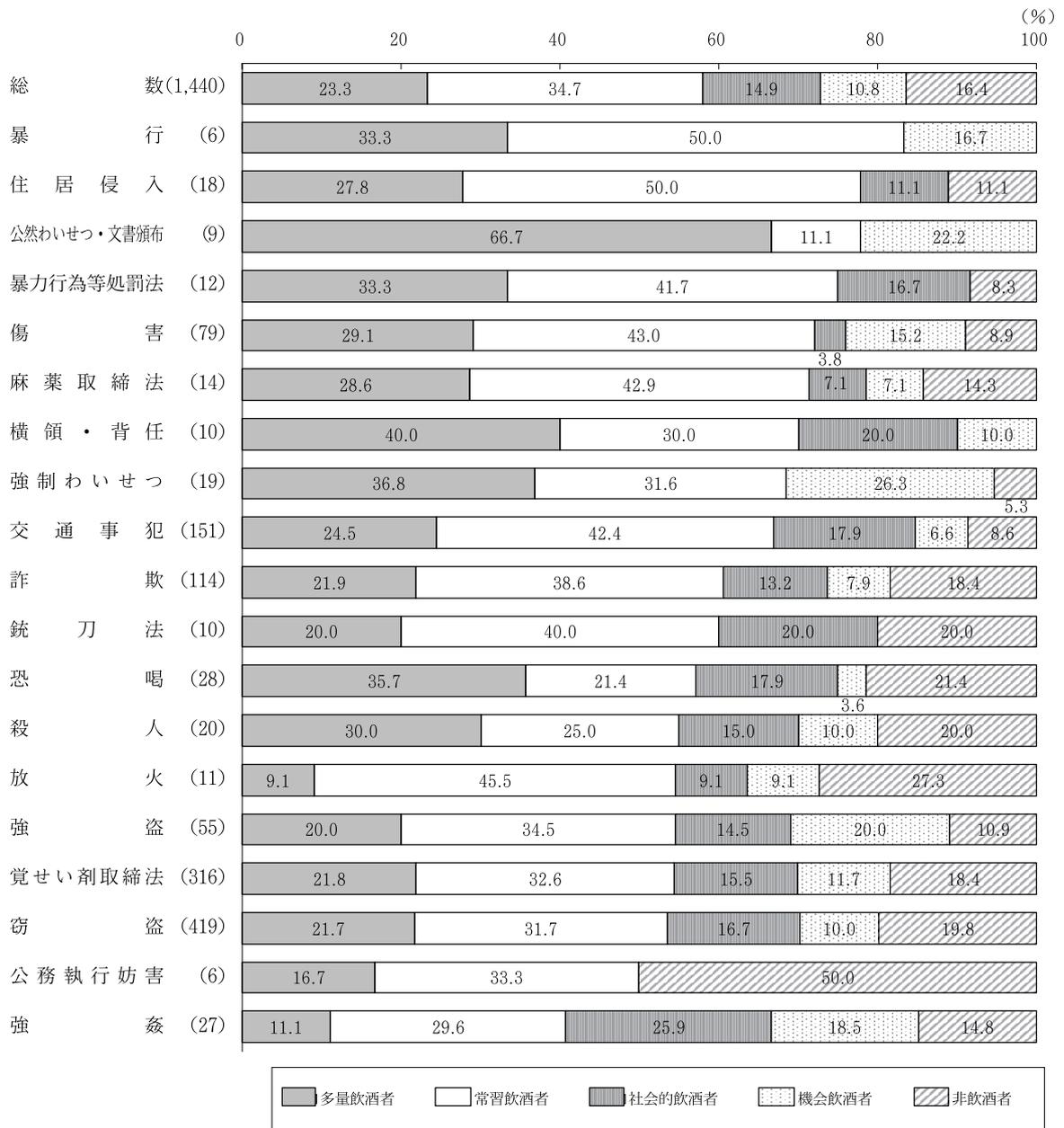
- 注 1 無回答の者を除く。  
 2 ( )内は、実人員である。

#### (4) 本件犯行の罪名と飲酒行動

2-2-4-6図は、本件犯行の主な罪名について、QF分類別に構成比を見たものである。

多量飲酒者が3割以上を占める罪名は、暴行、公然わいせつ・わいせつ文書頒布、暴力行為等処罰法、横領・背任、強制わいせつ、恐喝、殺人であった。また、多量飲酒者及び常習飲酒者で7割以上を占める罪名としては、暴行、住居侵入、公然わいせつ・わいせつ文書頒布、暴力行為等処罰法、傷害、麻薬取締法、横領・背任が挙げられる。

2-2-4-6図 本件主要罪名別・QF分類別構成比



注 1 「交通事犯」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等及び道路交通法違反である。  
 2 ( ) 内は、実人員である。

(5) 本件犯行の罪名と飲酒状況

2-2-4-7表は、本件犯行時（本件犯行の前・最中をいう。以下この章において同じ。）に酒を飲んでいただけか否かを見たものである。

受刑者のうち、本件犯行時に「酒を飲んでいただけ」のは17.5%（252人）であった。

本件犯行時の飲酒率が高い罪名は、暴力行為等処罰法、暴行、傷害、交通事犯であり、粗暴犯罪については、飲酒との直接的な関連があることが示唆される。

2-2-4-7表 本件主要罪名別・本件犯行時の飲酒状況別人員

罪 名	総 数	本件犯行時の飲酒あり	本件犯行時の飲酒なし	飲 酒 の 有 無 不 詳	飲 酒 率
総 数	1,440	252	1,016	172	17.5
暴力行為等処罰法	12	9	2	1	75.0
暴 行	6	3	2	1	50.0
傷 害	79	33	35	11	41.8
交 通 事 犯	151	55	84	12	36.4
道 路 交 通 法	127	47	69	11	37.0
道 路 交 通 法 を 除 く 交 通 事 犯	24	8	15	1	33.3
公然わいせつ・わいせつ文書頒布	9	3	5	1	33.3
銃 刀 法	10	3	5	2	30.0
恐 喝	28	6	21	1	21.4
殺 人	20	4	12	4	20.0
横 領 ・ 背 任	10	2	7	1	20.0
強 姦	27	5	20	2	18.5
詐 欺	114	21	81	12	18.4
強 盗	55	10	35	10	18.2
公 務 執 行 妨 害	6	1	3	2	16.7
住 居 侵 入	18	3	13	2	16.7
強 制 わ い せ つ	19	3	12	4	15.8
麻 薬 取 締 法	14	2	9	3	14.3
窃 盗	419	53	310	56	12.6
放 火	11	1	8	2	9.1
覚 せい 剤 取 締 法	316	21	261	34	6.6

注 「交通事犯」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等及び道路交通法違反である。

他方、窃盗や詐欺等の犯行は、犯行時の飲酒率は必ずしも高くはなく、その意味で、飲酒による直接的影響については、それがあつた場合が多いとは言えないものの、多量飲酒が一定期間続いた蓄積的な影響、例えば問題飲酒によって生活状況が崩れ、金銭に困窮したことなどを背景に犯罪に至つた者も想定される。

そこで、刑事施設職員が記入した調査票の回答（巻末資料1参照）において、問題飲酒による生活困窮があつて本件犯行に至つたと思われる者（本件犯行が飲酒したいがための窃盗や無銭飲食である者を含む。以下この章において「飲酒生活困窮者」という。）に該当するとされた者を抽出したところ、2-2-4-8表のとおりである。

分析対象の受刑者のうち、「飲酒生活困窮者」は5.6%（80人）であり、罪名を見ると、窃盗、詐欺の順に多く、罪名別に「飲酒生活困窮者」の占める構成比を見ると、詐欺で15.8%、窃盗で13.1%であつた。

「飲酒生活困窮者」の本件犯行時の飲酒率は55.0%（44人）であつた。（窃盗では47.3%（26人）、詐欺では83.3%（15人））。また、「飲酒生活困窮者」における多量飲酒者の構成比は、47.5%（38人）と5割近くを占めている。

2-2-4-8表 飲酒生活困窮者人員

① 本件罪名別・本件犯行時の飲酒状況別人員						② QF分類人員	
罪名	総数	本件犯行時の飲酒あり	本件犯行時の飲酒なし	飲酒の有無不詳	罪名別人員全体に占める比率	QF分類	人員
総数	80 (100.0)	44 (55.0)	27 (33.8)	9 (11.3)	5.6	総数	80 (100.0)
窃盗	55 (100.0)	26 (47.3)	21 (38.2)	8 (14.5)	13.1	多量飲酒者	38 (47.5)
詐欺	18 (100.0)	15 (83.3)	3 (16.7)	-	15.8	常習飲酒者	30 (37.5)
強盗	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	-	5.5	社会的飲酒者	8 (10.0)
その他	4 (100.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	0.5	機会飲酒者	3 (3.8)
						非飲酒者	1 (1.3)

注 1 ①の「その他」は、脅迫、横領・背任、文書偽造、覚せい剤取締法違反である。  
 2 ( )内は、構成比である。

## 5 飲酒に関する罪種別分析

3項及び4項では、罪名・罪種を問わず、分析対象の受刑者全般について、飲酒行動の実態や、飲酒パターンと犯罪との関係等の分析を行ったが、この項では、幾つかの罪種の犯罪を取り上げて、受刑者の飲酒行動等の特徴を見ていくこととする。

ここで取り上げるのは、まず、交通事犯である。交通事犯には、飲酒運転によるもの（酒酔い運転及び酒気帯び運転のほか、飲酒運転による危険運転致死傷等）が一つの犯罪類型（態様）としてあることから、飲酒運転による交通事犯を犯す者の特徴を探るために、本件犯行が危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等又は道路交通法違反であり、本件犯行時の飲酒の有無が判明している分析対象者（以下この章において「交通事犯者」という。）のうち、本件犯行時に飲酒していた者（以下この章において「飲酒交通事犯者」という。他方、交通事犯者のうち、本件犯行時に飲酒していなかった者を「非飲酒交通事犯者」という。）の飲酒行動等を見ることとする。また、「飲酒交通事犯者」の特徴を考察するときには、その犯罪性向等が、その者の飲酒行動に影響される一方で、「交通事犯者」の全体的な特徴にも由来すると考えられることも考慮しなければならないため、「非飲酒交通事犯者」と比較するほか、交通事犯者の全体的な特徴とも合わせて分析を行うこととする。

次に取り上げるのは、粗暴事犯である。粗暴事犯は、多量飲酒者の構成比が高い（2-2-4-6図参照）ので、飲酒との関連性等を探るために、本件犯行が殺人、傷害、暴行、脅迫、暴力行為等処罰法違反又は公務執行妨害である分析対象者（以下この章において「粗暴事犯者」という。）の飲酒行動等を見ることとする。また、粗暴事犯は、一般的に、飲酒酩酊して抑制が利かなくなり犯行に及ぶというケースが少なくないと想定され、本件犯行時に飲酒していた比率も高い（2-2-4-7表参照）ので、粗暴事犯者のうち、本件犯行時に飲酒していた者（以下この章において「飲酒粗暴事犯者」という。他方、粗暴事犯者のうち、本件犯行時に飲酒していなかった者を「非飲酒粗暴事犯者」という。）についても、その飲酒行動等を見ることとする。

ところで、「飲酒粗暴事犯者」の飲酒行動等を分析するのは、前記のとおり、本件犯行が飲酒酩酊による直接的な影響の下に行われるケースが想定されるからであるが、本件犯行時に飲酒していたということが直ちに飲酒が犯行に直接的に影響があったことを意味するものではないことに留意する必要がある。また、「飲酒交通事犯」について述べたと同様に、「飲酒粗暴事犯者」の特徴を考察するときには、「飲酒粗暴事犯者」の犯罪性向等が、その者の飲酒行動に影響される一方で、「粗暴事犯者」の全体的な特徴にも由来すると考えられることも考慮しなければならない。「粗暴事犯者」の飲酒行動等を「粗暴事犯者」以外の分析対象者（以下この章において「粗暴事犯者以外」という。）との比較で見るのは、このためである。

なお、この項では、交通事犯、粗暴事犯とも、本件犯行時の飲酒の有無による比較を行う際には、本件犯行時の飲酒の有無が不詳である者は、分析の対象から除外している。

さらに、この項では、窃盗及び詐欺についても取り上げる。窃盗及び詐欺の事犯では、飲酒酩酊して抑制が利かなくなり犯行に及ぶというケースも想定されるものの、本件犯行時に飲酒していた比率は高くなく（2-2-4-7表参照）、飲酒が犯行に影響がある場合としては、飲酒行動に問題があるために生活に困窮するなど、飲酒の問題が間接的な要因となっているケースが多いと考えられるので、本件犯行が窃盗又は詐欺である分析対象者（以下この章において「窃盗等事犯者」という。）については、前記の「飲酒生活困窮者」（4項（5）参照）に該当する者（以下この章において「生活困窮窃盗等事犯者」という。）の飲酒行動等を見ることとする。

以上のとおり、この項では、交通事犯者、粗暴事犯者等について、飲酒行動等を見ていくが、これに先立ち、交通事犯者及び粗暴事犯者は、本件犯行時の飲酒の有無別に、また、窃盗等事犯者は、「飲酒生活困窮者」に該当するか否かの別に、Q F分類による構成比を見ると、2-2-5-1表のとおりである。「飲酒交通事犯者」及び「飲酒粗暴事犯者」では、多量飲酒者の構成比が約4割と、「(本件犯行時に)非飲酒」の事犯者及び分析対象者全体と比べて顕著に高かった（もっとも、これは、単に多量飲酒者は他の飲酒パターンの者よりも飲酒の機会が多いため、「(本件犯行時に)飲酒」の事犯者に占める構成比が高くなることにも原因があると考えられる。）。また、「生活困窮窃盗等事犯者」における多量飲酒者の構成比は、5割近くを占めている。

2-2-5-1表 Q F分類別・犯罪態様別人員

区 分	数	Q F 分 類				
		総数	多量飲酒者	常習飲酒者	社会的飲酒者	機会飲酒者
総	1,440	336	499	214	155	236
	(100.0)	(23.3)	(34.7)	(14.9)	(10.8)	(16.4)
交 通 事 犯 者	139	34	57	27	9	12
	(100.0)	(24.5)	(41.0)	(19.4)	(6.5)	(8.6)
飲 酒 交 通 事 犯 者	55	21	25	7	1	1
	(100.0)	(38.2)	(45.5)	(12.7)	(1.8)	(1.8)
非 飲 酒 交 通 事 犯 者	84	13	32	20	8	11
	(100.0)	(15.5)	(38.1)	(23.8)	(9.5)	(13.1)
粗 暴 事 犯 者	128	36	50	9	16	17
	(100.0)	(28.1)	(39.1)	(7.0)	(12.5)	(13.3)
飲 酒 粗 暴 事 犯 者	51	21	21	3	5	1
	(100.0)	(41.2)	(41.2)	(5.9)	(9.8)	(2.0)
非 飲 酒 粗 暴 事 犯 者	57	12	18	5	8	14
	(100.0)	(21.1)	(31.6)	(8.8)	(14.0)	(24.6)
それ以外の粗暴事犯者	20	3	11	1	3	2
	(100.0)	(15.0)	(55.0)	(5.0)	(15.0)	(10.0)
窃 盗 等 事 犯 者	533	116	177	85	51	104
	(100.0)	(21.8)	(33.2)	(15.9)	(9.6)	(19.5)
生 活 困 窮 窃 盗 等 事 犯 者	73	35	26	8	3	1
	(100.0)	(47.9)	(35.6)	(11.0)	(4.1)	(1.4)
それ以外の窃盗等事犯者	460	81	151	77	48	103
	(100.0)	(17.6)	(32.8)	(16.7)	(10.4)	(22.4)
そ の 他	640	150	215	93	79	103
	(100.0)	(23.4)	(33.6)	(14.5)	(12.3)	(16.1)

注 1 本件犯行が交通事犯である者であって、本件犯行時の飲酒の有無が不詳の者は、「その他」に含む。

2 「それ以外の粗暴事犯者」は、本件犯行時の飲酒の有無が不詳の者をいう。

3 「生活困窮窃盗等事犯者」は、本件犯行が窃盗又は詐欺である者であって、問題飲酒による生活困窮があつて本件犯行に至つたと思われる者に該当するとされた者をいう。

4 ( ) 内は、構成比である。

## (1) 交通事犯者

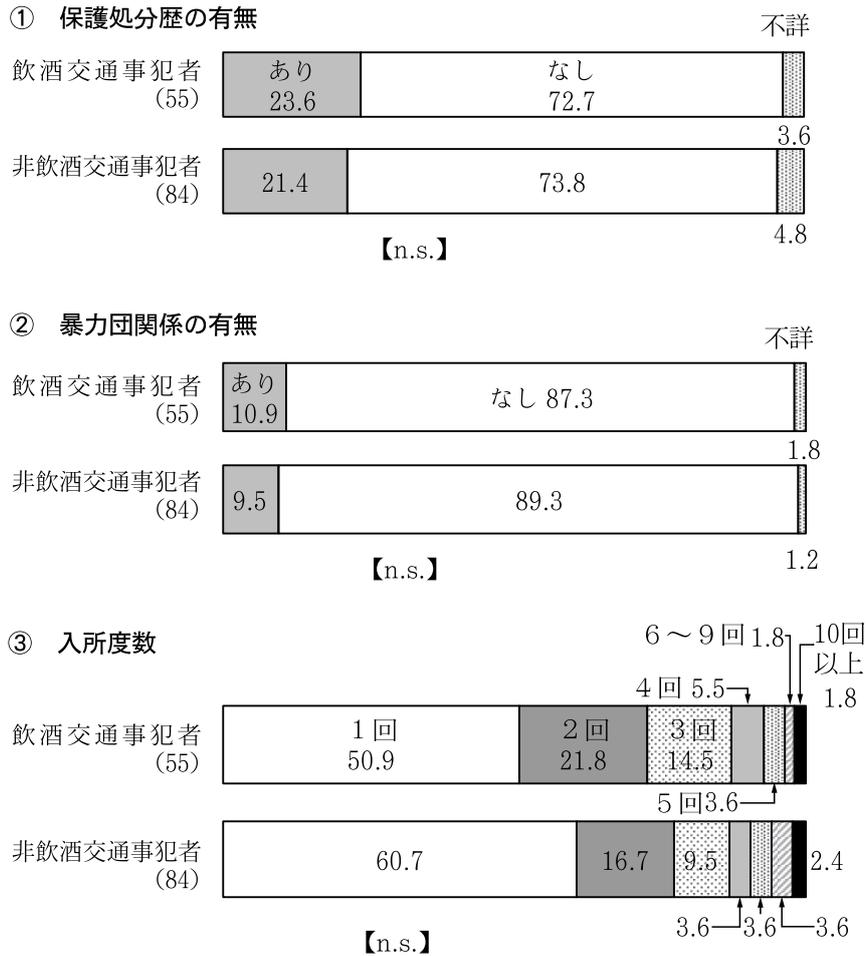
「交通事犯者」139人のうち、「飲酒交通事犯者」は、39.6%（55人）と約4割が該当した（2-2-5-1表参照）。なお、「飲酒事犯者」（本件犯行時に飲酒していたと認められた者をいう。以下この章において同じ。）は252人（2-2-4-7表参照）であるが、そのうち「飲酒交通事犯者」が約2割を占めている。

### ア 犯罪歴等

2-2-5-(1)-1図は、「交通事犯者」の犯罪歴等を見たものである。

交通関係の犯罪を犯す者は、一般的に、他の犯罪と比べて犯罪性向は進んでいないと考えられるが、分析対象の「交通事犯者」についても、そうした傾向の表れとして、分析対象者全体（2-2-1-6図、2-2-4-1表、2-2-4-3表参照）と比べ、保護処分歴を有している者や暴力団関係者が占める構成比は低く、初入者が占める構成比は高い。本件犯行時の飲酒の有無で比較すると、「飲酒交通事犯者」は「非飲酒交通事犯者」と比べ、保護処分歴を有している者や暴力団関係者が占める構成比はやや低く、初入者が占める構成比はやや高いが、両者の間に顕著な差はなかった。

2-2-5-(1)-1図 交通事犯者の犯罪歴等



注 1 ②の「あり」は、入所受刑者が本件犯行時において暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者であったことをいう。  
 2 ( )内は、実人員である。

2-2-5-(1)-2表は、再犯の傾向を見るために、「交通事犯者」の前回前科を見たものである。

「飲酒交通事犯者」は、前回前科が飲酒と関連する交通事犯であった者が38.2% (21人)と、約4割が飲酒に関連する交通事犯を繰り返しており、顕著に多い。一方、「非飲酒交通事犯者」は、前回前科が交通事犯である者の構成比が52.4% (44人)と高いにもかかわらず、それが飲酒に関連する交通事犯であった者は4.8% (4人)に過ぎなかった。

なお、全分析対象者中の前回前科が飲酒関連の交通事犯である者のうち47.7% (21人)が、本件犯行も飲酒関連の交通事犯であった。

これらによると、「飲酒交通事犯者」は、再犯をする場合には、飲酒関連の交通事犯を繰り返しやすい傾向があると考えられる。

2-2-5-(1)-2表 交通事犯者の前回前科罪種別人員

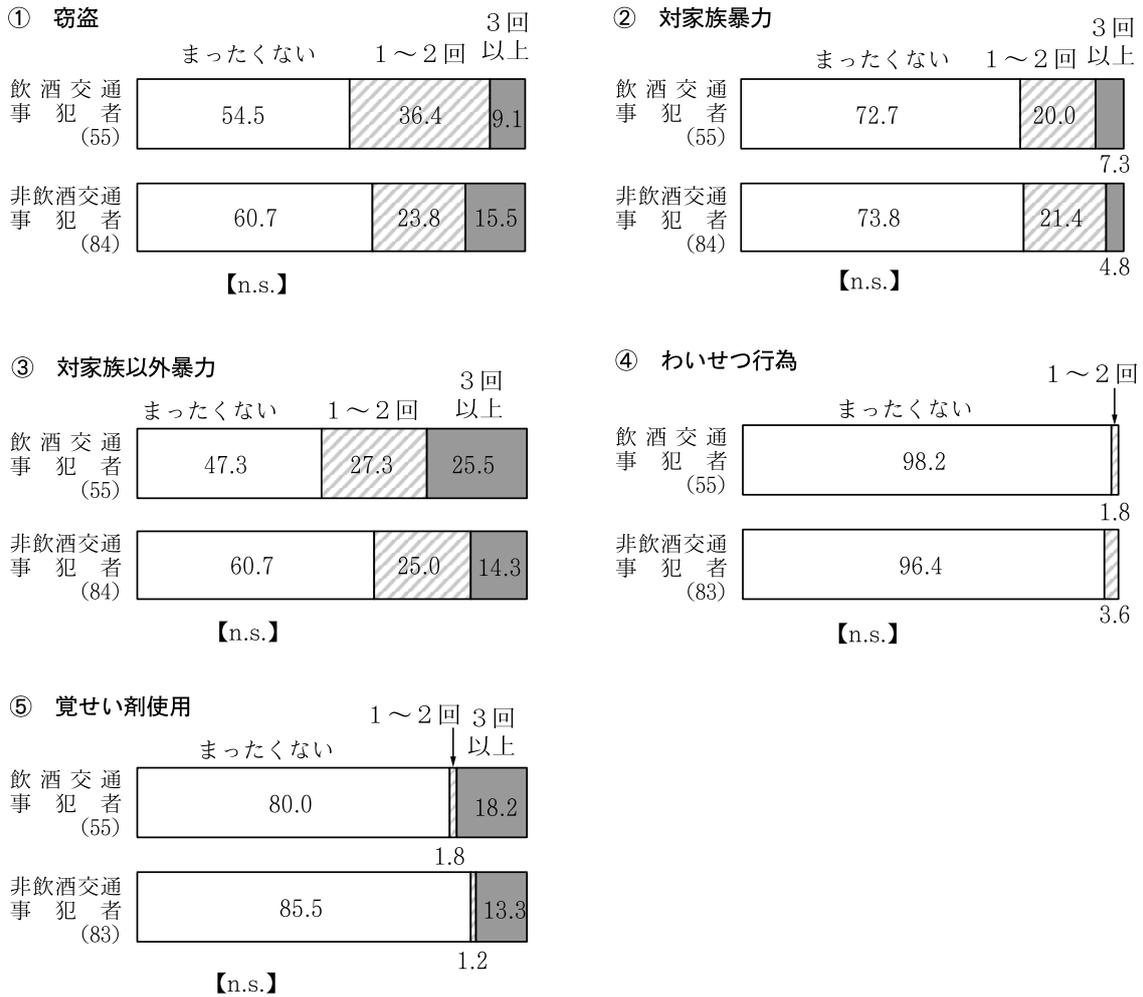
区 分	前 回 前 科 罪 種								
	総 数	交 通 事 犯			粗 暴 事 犯	窃 盗 等 犯	覚 せ い 剤 取 締 法	そ の 他 の 罪 種	前 科 な し
		飲 酒 と 関 連 あり	飲 酒 と 関 連 な し	飲 酒 と の 関 連 不 詳					
飲 酒 交 通 事 犯 者	55 (100.0)	21 (38.2)	2 (3.6)	3 (5.5)	4 (7.3)	5 (9.1)	5 (9.1)	7 (12.7)	8 (14.5)
非 飲 酒 交 通 事 犯 者	84 (100.0)	4 (4.8)	33 (39.3)	7 (8.3)	4 (4.8)	6 (7.1)	3 (3.6)	9 (10.7)	18 (21.4)

注 ( )内は、構成比である。

2-2-5-(1)-3図は、「交通事犯者」について、飲酒関連を問わない他の犯罪経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

「交通事犯者」は、分析対象者全体（巻末資料4，Q3参照）と比べ、犯罪の経験率は低い傾向にあり、「飲酒交通事犯者」に限っても、同様であった。また、「飲酒交通事犯者」は、「非飲酒交通事犯者」と比べ、家族以外の者に暴力を振るった経験がある者の比率が若干高いなど、やや犯罪性向が進んでいることをうかがわせる数値を示しているが、両者の間に顕著な差はなかった。

2-2-5-(1)-3図 交通事犯者の犯罪経験等の有無別構成比



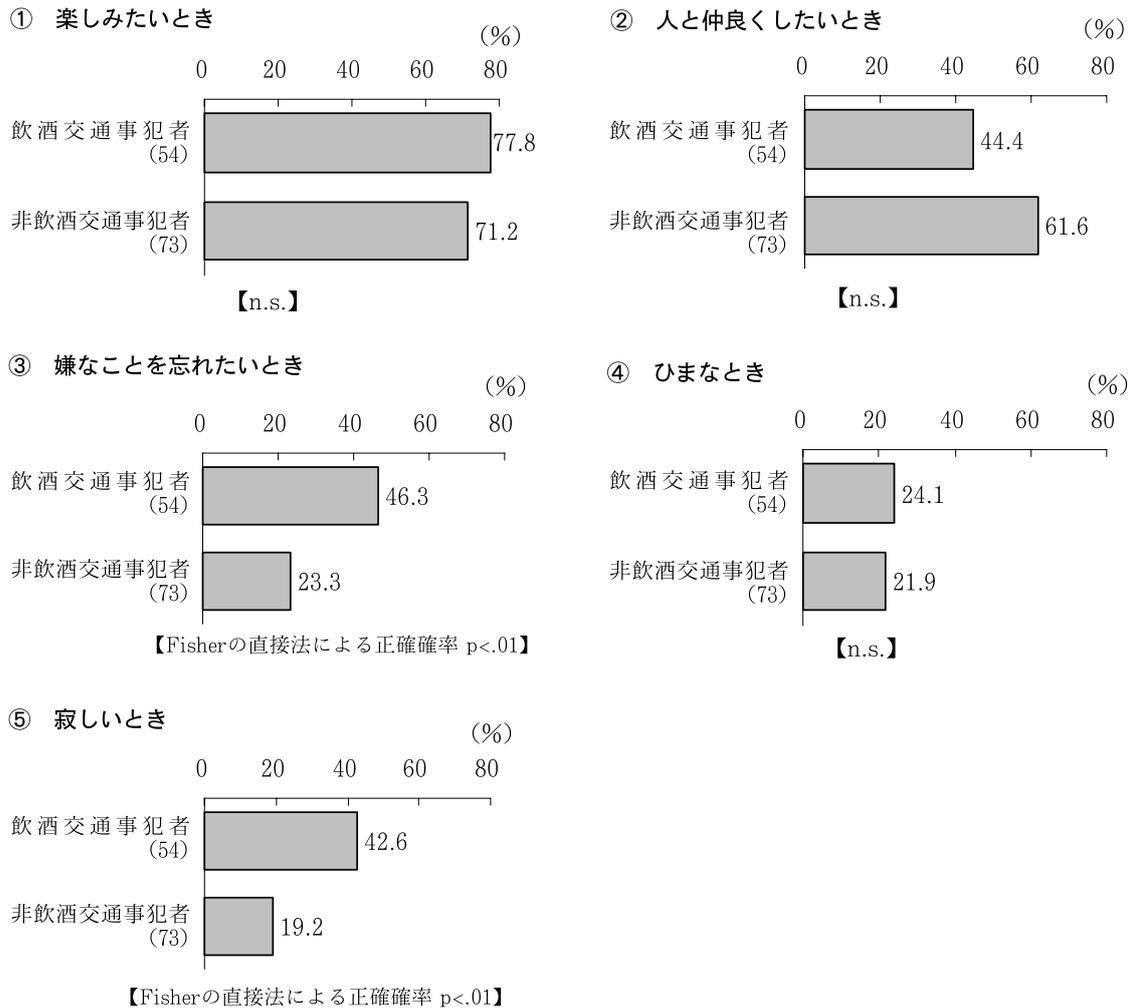
注 1 無回答の者を除く。  
 2 ( )内は、実人員である。

イ 飲酒行動

2-2-5-(1)-4図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「交通事犯者」にどんな時に酒を飲みたいか(飲酒動機)を聞いた問いに対する回答(複数回答)の結果を見たものである(「飲酒交通事犯者」において10%未満の選択率の項目は除いた)。

「飲酒交通事犯者」の飲酒動機は、「楽しみたいとき(77.8%)」、「嫌なことを忘れたいとき(46.3%)」、「人と仲良くしたいとき(44.4%)」の順で多かった。このうち「嫌なことを忘れたいとき」については、「非飲酒交通事犯者」の選択率(23.3%)と比べて顕著に高く、「飲酒交通事犯者」は、憂さ晴らしに飲酒を求める傾向が認められる。もっとも、「飲酒事犯者」(「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。)の「嫌なことを忘れたいとき」の選択率(40.4%)と比べると大差はなかった。

2-2-5-(1)-4図 交通事犯者の飲酒動機の選択率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。  
 2 各区分の総数に対する、各項目を選択回答した者の比率である。  
 3 主なもの3つまでの複数回答である。  
 4 ( )内は、実人員である。

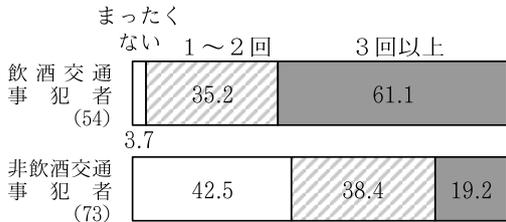
なお、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って「朝・昼からの飲酒頻度」について見ると、「飲酒交通事犯者」のうち「ほとんど毎日」飲酒する者は、3.7%（2人）であり、「飲酒経験受刑者」のうち「ほとんど毎日」飲酒する者が5.4%であるのと比べるとやや低く、「非飲酒交通事犯者」と比べても特段の差がなかった。

ウ 飲酒関連の否定的経験

2-2-5-(1)-5図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「交通事犯者」に飲酒関連の否定的経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

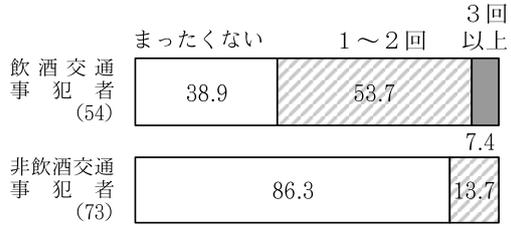
2-2-5-(1)-5図 交通事犯者の否定的経験の有無別構成比

① 飲酒運転



【 $\chi^2(2)=32.78, p<.01$ 】

② 飲酒事故



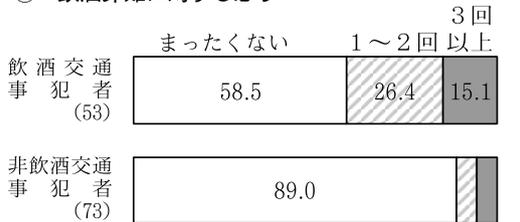
【(m)  $p<.01$ 】

③ 飲酒による失職



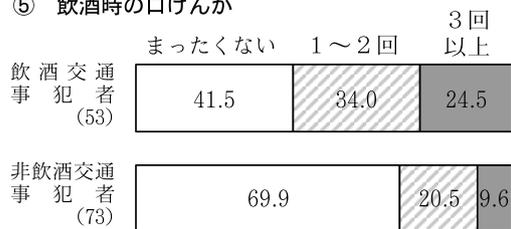
【(m)  $p<.01$ 】

④ 飲酒非難に対する怒り



【 $\chi^2(2)=16.16, p<.01$ 】

⑤ 飲酒時の口げんか



【 $\chi^2(2)=10.69, p<.01$ 】

⑥ 飲酒時の対家族暴力



【n. s.】

⑦ 飲酒時の対家族以外暴力



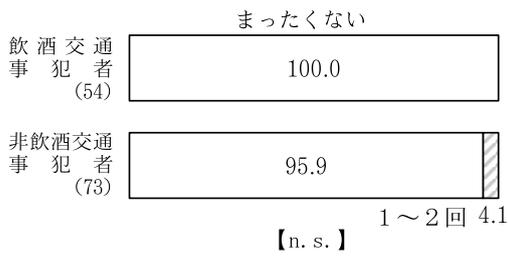
【(m)  $p<.05$ 】

⑧ 飲酒目的の窃盗・無銭飲食

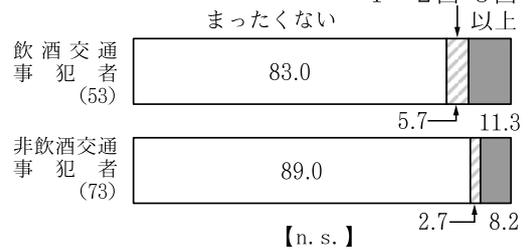


【n. s.】

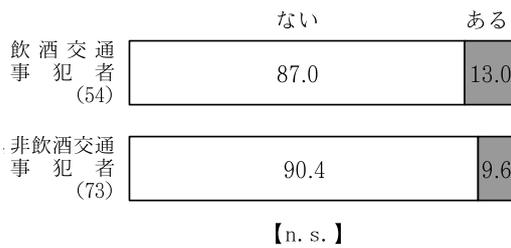
⑨ 飲酒時のわいせつ行為



⑩ 飲酒時の覚せい剤使用



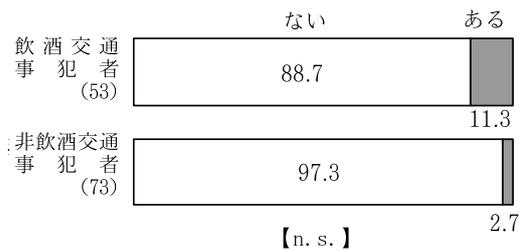
⑪ 飲酒による病気



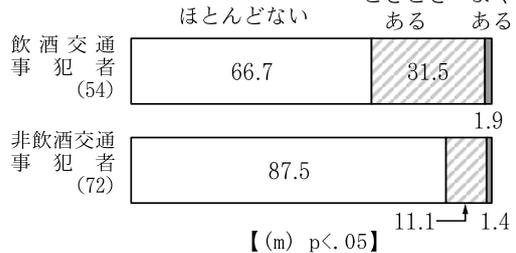
⑫ 飲酒による離別 (家族)



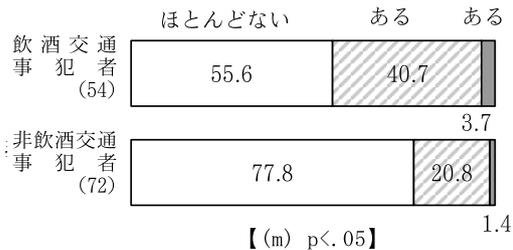
⑬ 飲酒による離別 (友人)



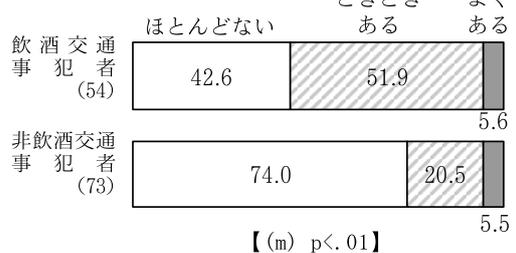
⑭ 飲酒による失敗の言い訳



⑮ 飲酒時不機嫌



⑯ 飲酒による記憶の喪失



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。  
 2 無回答の者を除く。  
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。  
 4 ( )内は、実人員である。

飲酒関連の否定的経験の内容別に「飲酒交通事犯者」の特徴を見ると、まず、「飲酒運転」及び「飲酒事故」の経験率が、「飲酒事犯者」(「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。)の経験率(それぞれ77.1%, 38.2%)と比べて当然ながら高く、特に、「飲酒運転」の3回以上の経験率が約6割、「飲酒事故」の3回以上の経験率が7.4%であり、「飲酒交通事犯者」が飲酒運転を繰り返していることが分かる。一方、「飲酒運転」及び

「飲酒事故」以外の否定的経験については、「飲酒交通事犯者」の経験率は、「飲酒事犯者」と比べ、「飲酒時の対家族以外暴力」,「飲酒目的の窃盗・無銭飲食」,「飲酒時のわいせつ行為」及び「飲酒による離別(友人)」において低く,そのほかの否定的経験では大差がなかった。

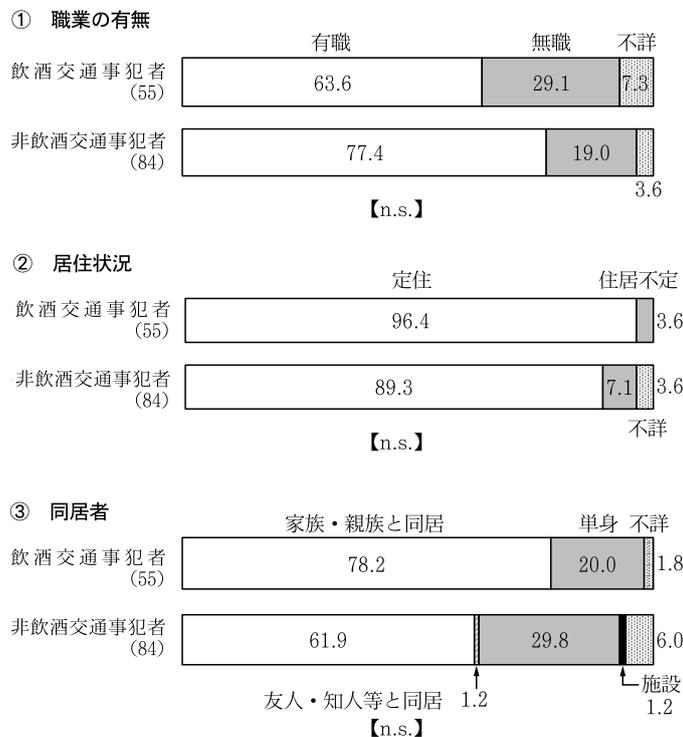
なお,「飲酒交通事犯者」は,「非飲酒交通事犯者」と比べると,「飲酒運転」,「飲酒事故」のほか,「飲酒による失職」,「飲酒非難に対する怒り」,「飲酒時の口げんか」,「飲酒時の対家族以外暴力」,「飲酒による離別(家族)」,「飲酒による失敗の言い訳」,「飲酒時不機嫌」及び「飲酒による記憶の喪失」の経験率が顕著に高く,飲酒行動に問題がある者が多かった。

エ 生活状況

2-2-5-(1)-6図は,「交通事犯者」について,その生活状況を見たものである。

「飲酒交通事犯者」は,「非飲酒交通事犯者」と比べ,無職率は若干高いものの,住居不定者や単身者の構成比はむしろ低めである。「交通事犯者」は,分析対象者全体(2-2-1-7図,2-2-1-9図,2-2-1-10図参照)と比べ,これらの構成比は低く,「飲酒交通事犯者」でも,生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者は少ないことを示唆しているものと考えられる。

2-2-5-(1)-6図 交通事犯者の生活状況



注 1 「③ 同居者」の「施設」は,更生保護施設及び社会福祉施設である。  
 2 ( )内は,実人員である。

## オ 断酒の取組

「飲酒交通事犯者」（「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。）は、今後の酒の飲み方について聞いた問いに対して、9割近くが断酒・節酒しようとする意志を示した（「飲酒経験受刑者」全体では約6割である。）。しかしながら、6割以上は節酒の意志であり、断酒の意志を示した者は24.1%（13人）にとどまる（「飲酒経験受刑者」全体では約2割である。）。また、通院や自助グループへの参加など、具体的な断酒等の取組経験を有する者は、「飲酒交通事犯者」のうち1割程度であった。

## （2）粗暴事犯者

「粗暴事犯者」128人のうち、「飲酒粗暴事犯者」は、51人（39.8%）と約4割が該当した（2-2-5-1表）。なお、「飲酒事犯者」252人のうち（2-2-4-7表参照）、「飲酒粗暴事犯者」は、その約2割を占めている。

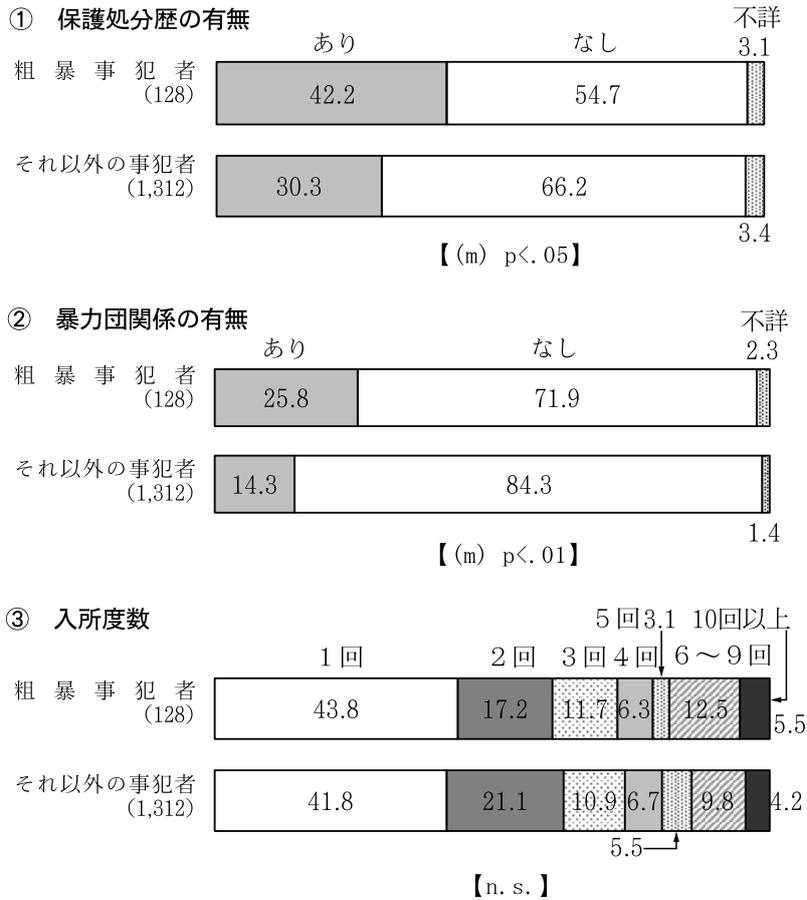
## ア 犯罪歴等

2-2-5-(2)-1図は、「粗暴事犯者」の犯罪歴等を見たものである。

この図では表示していないが、「飲酒粗暴事犯者」は、保護処分歴を有する者の構成比が47.1%と高い。しかしながら、この比率は「非飲酒粗暴事犯者」の40.4%と比べて大差があるといえず、また、図の①のとおり、「粗暴事犯者」は、全般的に、保護処分歴を有する者の構成比が「粗暴事犯者以外」と比べて顕著に高いと認められるから、「飲酒粗暴事犯者」の保護処分歴を有する者の構成比が高いのは、「粗暴事犯者」の全体的な特徴を反映しているところが大きいと考えられる。暴力団関係の有無についても同様である（図の②参照）。

次に、入所度数について見る。「粗暴事犯者」は、図の③のとおり、再入者の構成比（56.2%）は「粗暴事犯者以外」（58.2%）と比べて大差はなく、入所度数（mean=3.2, SD=3.4）も「粗暴事犯者以外」（mean=2.9, SD=2.9）と比べて大差がない。このように、「粗暴事犯者」は、入所度数において、「粗暴事犯以外」とさほど異ならないのであるが、「飲酒粗暴事犯者」は、再入者の構成比では、「粗暴事犯者」全体と比べて変わらないものの、入所度数（mean=4.2, SD=4.4）では、「非飲酒粗暴事犯者」（mean=2.5, SD=2.5）と比べて顕著に多かった（ $t=2.5$ ,  $P<0.05$ ）。これは、「飲酒粗暴事犯者」において、入所度数が3回以上の者が52.9%と多く、また、多量飲酒者が多いことによるものと考えられる（「粗暴事犯者」のうち多量飲酒者の入所度数は、mean=3.8, SD=4.6）。

2-2-5-(2)-1図 粗暴事犯者の犯罪歴等



注 1 ②の「あり」は、入所受刑者が本件犯行時において暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者であったことをいう。  
 2 ( )内は、実人員である。

2-2-5-(2)-2表は、再犯の傾向を見るために、「粗暴事犯者」の前回前科を見たものである。

この図では表示していないが、「粗暴事犯者」のうち、27.3%（35人）に粗暴事犯の前回前科があり、「粗暴事犯者以外」（4.7%（62人））と比べて顕著に多く、「粗暴事犯者」は同種の犯行を繰り返しやすいということが分かる。

「飲酒粗暴事犯者」について見ると、この図のとおり、43.1%（22人）に粗暴事犯の前回前科があり、「非飲酒粗暴事犯者」の15.8%（9人）に比べて顕著に多い。「飲酒粗暴事犯者」は、前回前科の粗暴事犯が飲酒関連であるか否かは不明であるものの、粗暴事犯を繰り返しやすい傾向が顕著にうかがわれる。

なお、本件犯行と前回前科のいずれもが粗暴事犯であった35人のうち、62.9%（22人）が本件犯行時に飲酒していた。

2-2-5-(2)-2表 粗暴事犯者の前回前科罪種別人員

区 分	前 回 前 科 罪 種						
	総 数	交通事犯	粗暴事犯	窃盗等 事 犯	覚せい剤 取 締 法	その他の 罪 種	前科なし
飲酒粗暴事犯者	51 (100.0)	8 (15.7)	22 (43.1)	6 (11.8)	2 (3.9)	5 (9.8)	8 (15.7)
非飲酒粗暴事犯者	57 (100.0)	2 (3.5)	9 (15.8)	7 (12.3)	8 (14.0)	12 (21.1)	19 (33.3)

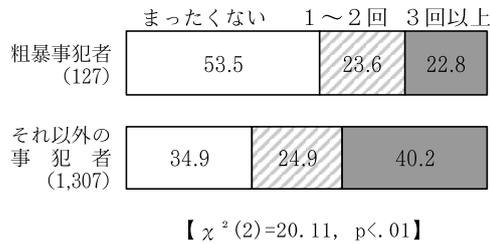
注（ ）内は、構成比である。

2-2-5-(2)-3図は、「粗暴事犯者」について、飲酒関連を問わないで、犯罪経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

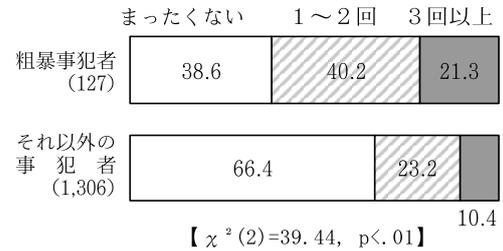
この図では表示していないが、「飲酒粗暴事犯者」は、「対家族暴力」及び「対家族以外暴力」の経験率が、それぞれ66.7%、94.1%であり、「飲酒事犯者」の46.8%、70.7%と比べて顕著に高い。もっとも、「粗暴事犯者」について全般的に見ても、これらの暴力の経験率（それぞれ61.4%、85.9%）は、「粗暴事犯者以外」と比べて顕著に高いことから、「飲酒粗暴事犯者」についてこれらの経験率が高いのは、「飲酒粗暴事犯者」の特徴ではなく「飲酒粗暴事犯者」の特徴であるといえることができる。

2-2-5-(2)-3図 粗暴事犯者の犯罪経験等の有無別構成比

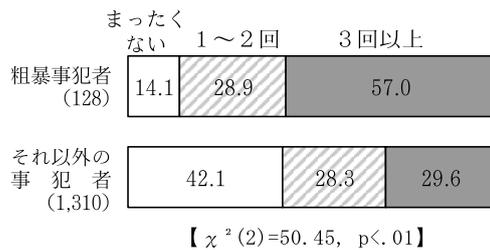
① 窃盗



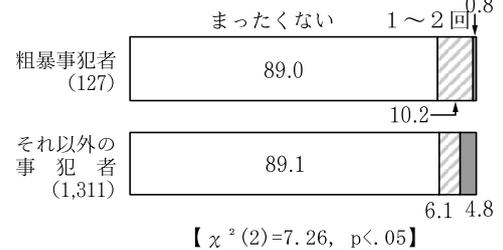
② 対家族暴力



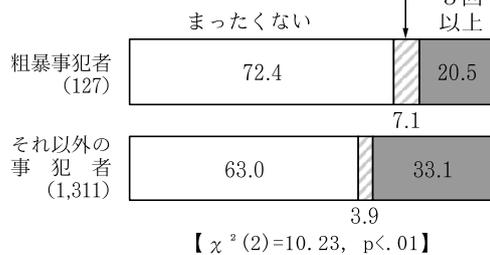
③ 対家族以外暴力



④ わいせつ行為



⑤ 覚せい剤使用



注 1 無回答の者を除く。  
2 ( ) 内は、実人員である。

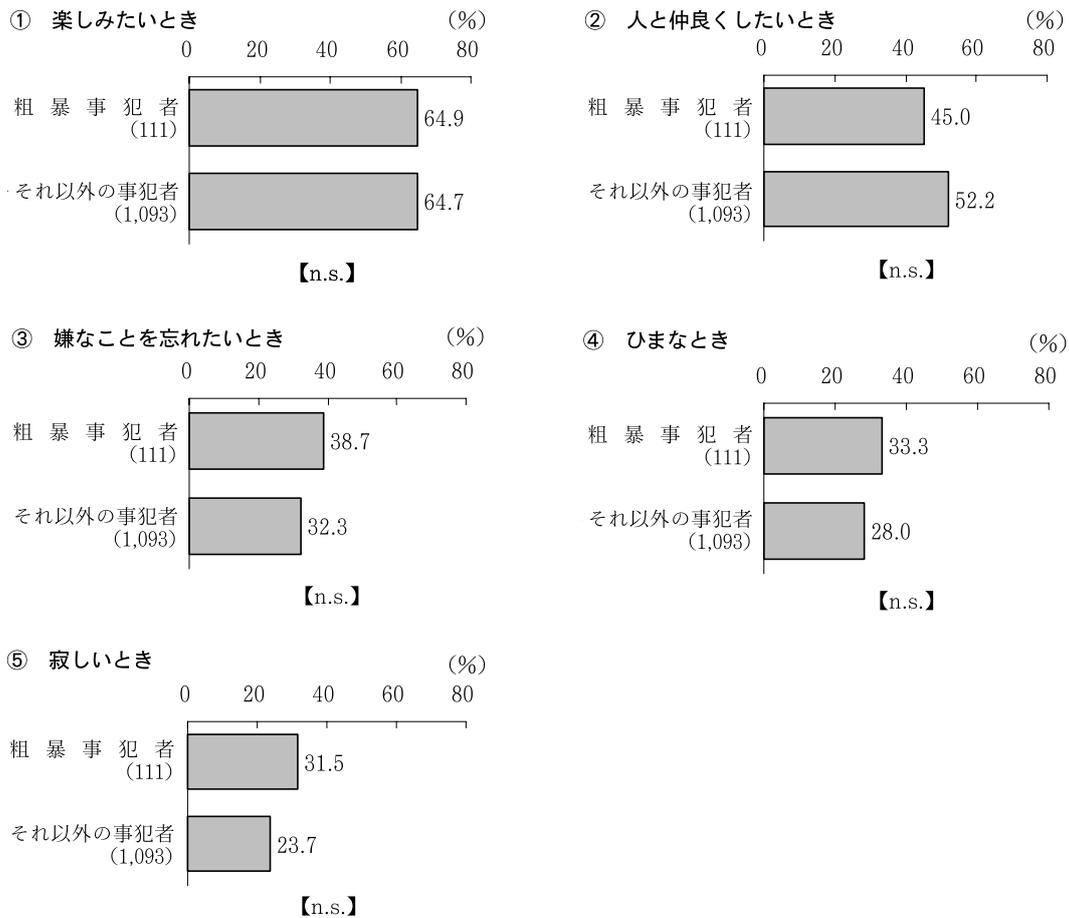
イ 飲酒行動

次頁の2-2-5-(2)-4図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「粗暴事犯者」に飲酒動機を聞いた問いに対する回答（複数回答）の結果を見たものである（「粗暴事犯者」において10%未満の選択率の項目は除いた。）。

「粗暴事犯者」の飲酒動機は、「楽しみたいとき（64.9%）」、「人と仲良くしたいとき（45.0%）」、「嫌なことを忘れたいとき（38.7%）」の順で多く、「粗暴事犯者以外」と比べて大差がなかった。

この図では表示していないが、「飲酒粗暴事犯者」については、「楽しみたいとき（58.0%）」、「人と仲良くしたいとき（44.0%）」に次いで、「ひまなとき（42.0%）」の選択率が高く、何もすることがないときに飲酒を求める傾向がやや強いが、「飲酒事犯者」（「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。）の飲酒動機が、「楽しみたいとき（58.4%）」、「人と仲良くしたいとき（45.2%）」、「嫌なことを忘れたいとき（40.4%）」、「ひまなとき（39.2%）」の順で多いのと比べると大差はない。

2-2-5-(2)-4図 粗暴事犯者の飲酒動機の選択率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
- 2 各区分の総数に対する、各項目を選択回答した者の比率である。
- 3 主なもの3つまでの複数回答である。
- 4 ( )内は、実人員である。

「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「朝・昼からの飲酒頻度」について見ると、「粗暴事犯者」は、「1か月に1回以上」と回答した者が、「粗暴事犯者以外」の34.0% (372人) と比べて45.0% (50人) と多く、「飲酒粗暴事犯者」では50.0% (25人) と更にやや多い。また、「ほとんど毎日」朝・昼から飲酒する者も、「粗暴事犯者」では、「粗暴事犯者以外」の5.0%と比べて9.0%と多く、「飲酒粗暴事犯者」では14.0% (7人) と更に多い。

「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、最近1年間の最大飲酒量が20単位以上である者を見ても、「粗暴事犯者」は、「粗暴事犯者以外」の36.4% (478人) と比べて51.6% (66人) と顕著に多い。「飲酒粗暴事犯者」では、66.7% (34人) と更に多いが、「飲酒事犯者」が60.3% (152人) であるのと比べて大差はない。

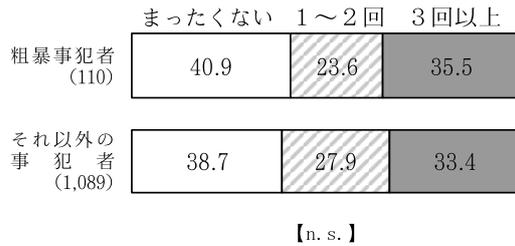
以上から、「粗暴事犯者」の飲酒行動の特徴として、飲酒機会や量において、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多い傾向があることが分かる。

ウ 飲酒関連の否定的経験

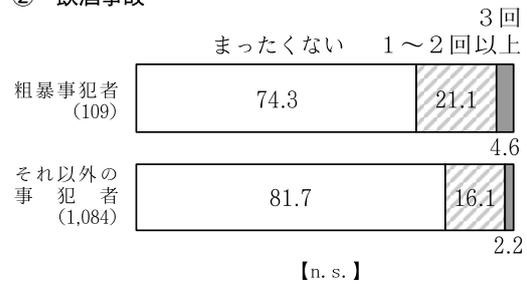
2-2-5-(2)-5図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「粗暴事犯者」に飲酒関連の否定的経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

2-2-5-(2)-5図 粗暴事犯者の否定的経験の有無別構成比

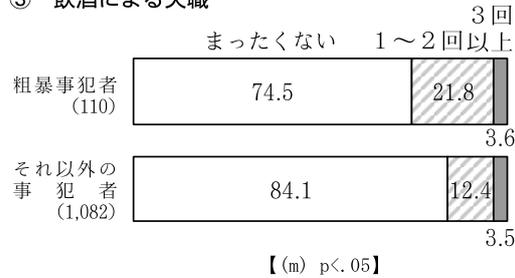
① 飲酒運転



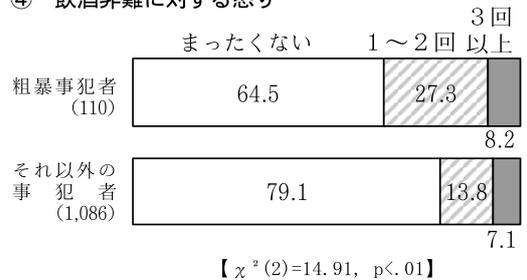
② 飲酒事故



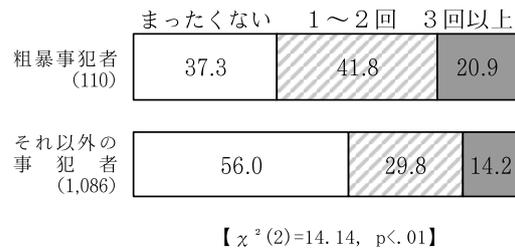
③ 飲酒による失職



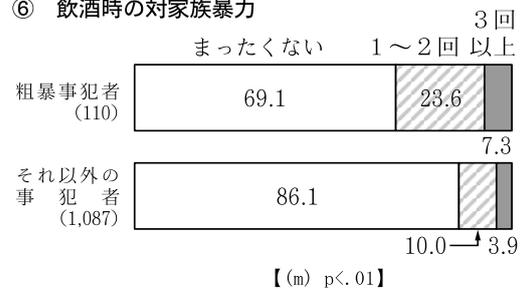
④ 飲酒非難に対する怒り



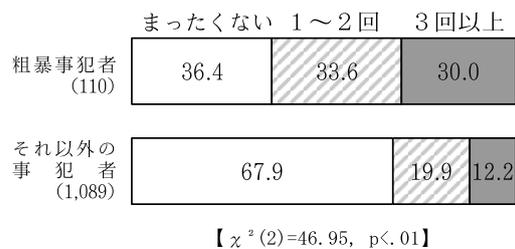
⑤ 飲酒時の口げんか



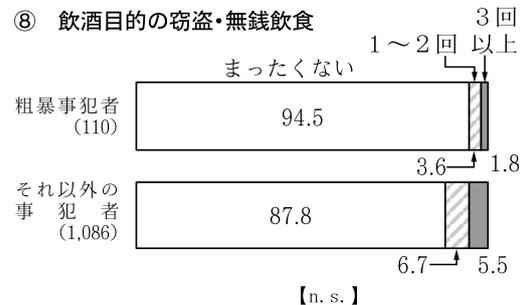
⑥ 飲酒時の対家族暴力



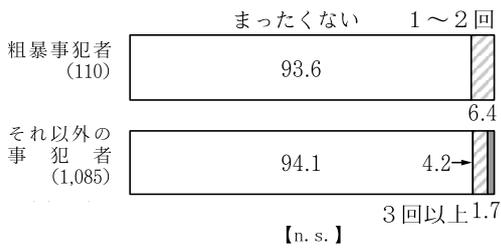
⑦ 飲酒時の対家族以外暴力



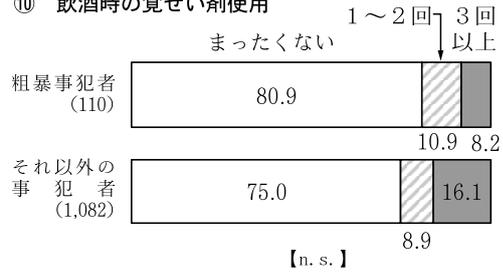
⑧ 飲酒目的の窃盗・無銭飲食



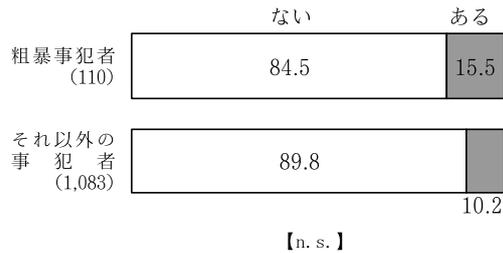
⑨ 飲酒時のわいせつ行為



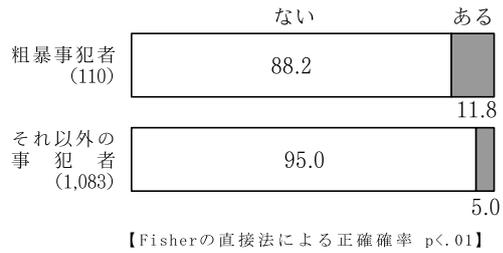
⑩ 飲酒時の覚せい剤使用



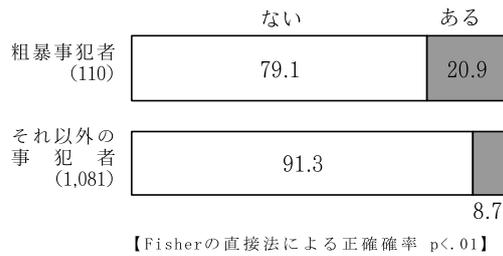
⑪ 飲酒による病気



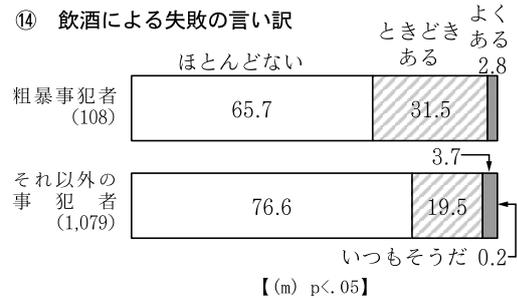
⑫ 飲酒による離別 (家族)



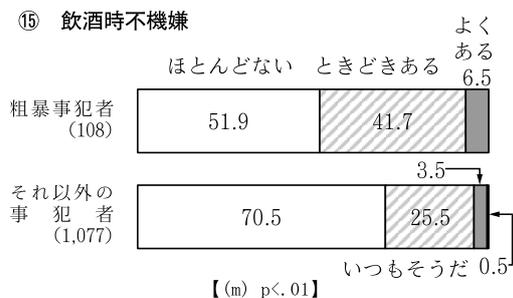
⑬ 飲酒による離別 (友人)



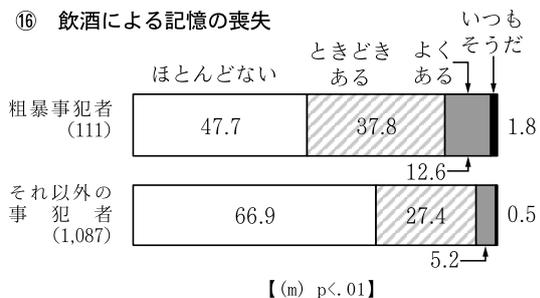
⑭ 飲酒による失敗の言い訳



⑮ 飲酒時不機嫌



⑯ 飲酒による記憶の喪失



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。  
 2 無回答の者を除く。  
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。  
 4 ( )内は、実人員である。

飲酒関連の否定的経験の内容別に見ると、「粗暴事犯者」は、「粗暴事犯者以外」(「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。)と比べ、「飲酒による失職」、「飲酒非難に対する怒り」、「飲酒時の口げんか」、「飲酒時の対家族暴力」、「飲酒時の対家族以外暴力」、「飲酒による離別 (家族)」、「飲酒による離別 (友人)」、「飲酒による失敗の言い訳」、「飲酒時不機嫌」及び「飲酒による記憶の喪失」において、経験率が明白に高かった。「飲酒

非難に対する怒り」,「飲酒時の口げんか」,「飲酒時の対家族暴力」,「飲酒時の対家族以外暴力」及び「飲酒時不機嫌」の経験率の高さについては,粗暴事犯者である以上,当然の結果であると考えられるが,「飲酒による失職」,「飲酒による離別(家族)」及び「飲酒による離別(友人)」の経験率も明白に高いのは,「粗暴事犯者」に問題飲酒者が多いことをうかがわせる。

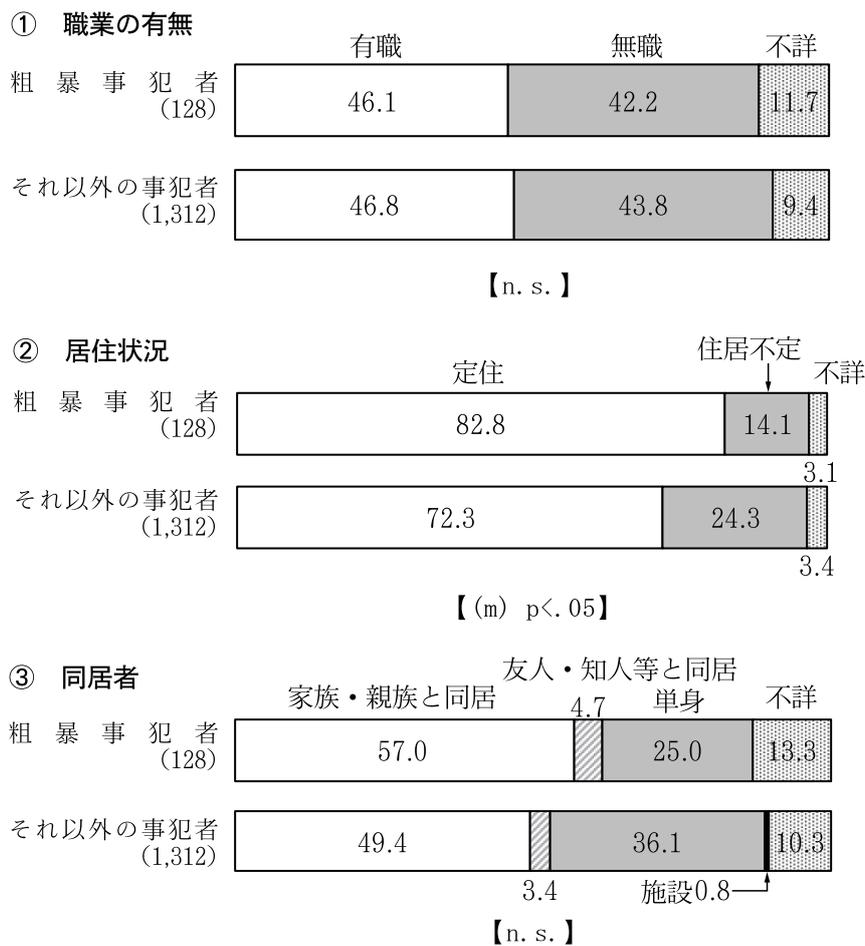
なお,「粗暴事犯者」のうち,「飲酒粗暴事犯者」は,「非飲酒粗暴事犯者」と比べ,「飲酒時の口げんか」,「飲酒時の対家族暴力」,「飲酒時の家族以外暴力」及び「飲酒による離別(友人)」において,経験率が明白に高かったが,これら以外の否定的経験については大差はなかった。

## エ 生活状況

次頁の2-2-5-(2)-6図は,「粗暴事犯者」について,その生活状況を見たものである。

「粗暴事犯者」の無職者の構成比は,「粗暴事犯者以外」と比べて大差がなく,住居不定者及び単身者の構成比についてはむしろ低く,「飲酒粗暴事犯者」についても,無職者,住居不定者及び単身者の構成比は,それぞれ,39.2%,17.6%,29.4%と,「粗暴事犯者以外」と比べて低い傾向がある。

2-2-5-(2)-6図 粗暴事犯者の生活状況



注 1 「③ 同居者」の「施設」は、更生保護施設及び社会福祉施設である。  
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。  
 3 ( )内は、実人員である。

オ 断酒の取組

「粗暴事犯者」(「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。)は、今後の酒の飲み方について聞いた問いに対して、8割近くが断酒・節酒しようとする意志を示し(「飲酒経験受刑者」全体では約6割である。)、断酒の意志を示す者も約3割いた(「飲酒経験受刑者」全体では約2割である。。「飲酒粗暴事犯者」では、9割近くが断酒・節酒しようとする意志を示し、断酒の意志を示す者も半数近くいた。しかしながら、具体的な断酒等の取組経験を有する者は、「粗暴事犯者」のうち約7%であり、「飲酒粗暴事犯者」のうちでは約16%であった。

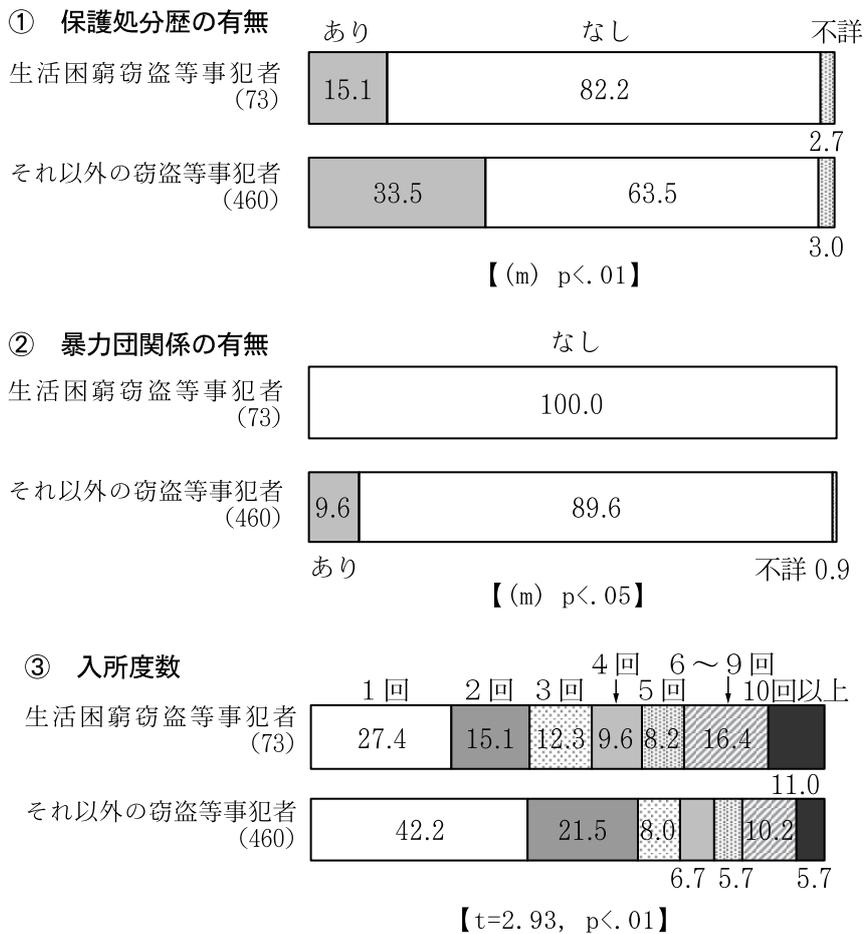
(3) 窃盗等事犯者

「生活困窮窃盗等事犯者」は、「窃盗等事犯者」533人のうち、13.7% (73人) を占め、本件犯行時に飲酒していた比率は、56.2%(41人)であった。ちなみに、「窃盗等事犯者」のうち、本件犯行時に飲酒していたと認められた者は、13.9% (74人) であり、「飲酒事犯者」252人のうち、約3割を占めている (2-2-4-7表参照)。

ア 犯罪歴等

2-2-5-(3)-1図は、「窃盗等事犯者」の犯罪歴等を見たものである。

2-2-5-(3)-1図 窃盗等事犯者の犯罪歴等



注 1 ②の「あり」は、入所受刑者が本件犯行時において暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者であったことをいう。  
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。  
 3 ( )内は、実人員である。

「生活困窮窃盗等事犯者」は、保護処分歴を有する者の構成比が、分析対象者全体では31.4%であるのと比べ、15.1%と顕著に低く、「それ以外の窃盗等事犯者」(「生活困窮窃盗等事犯者」以外の「窃盗等事犯者」をいう。以下この章において同じ。)と比べても明白に低かった。また、暴力団関係を有する者はいなかった。

一方、「生活困窮窃盗等事犯者」の入所度数（mean=4.5, SD=4.1）は、「それ以外の窃盗等事犯者」（mean=3.1, SD=3.0）と比べて多く（ $t=2.9, P<.01$ ），犯罪を繰り返している者が多かった（なお，分析対象者全体の入所度数は，mean=3.0, SD=2.9である）。参考までに，B（犯罪傾向が進んでいる者）の処遇指標が指定されていた者は，分析対象者全体では64.4%であるのと比べ，「生活困窮窃盗等事犯者」では71.2%と高い傾向があった。

2-2-5-(3)-2表は，再犯の傾向を見るために，「窃盗等事犯者」の前回前科を見たものである。

「生活困窮窃盗等事犯者」は，窃盗又は詐欺の前回前科を有する者が約8割と，分析対象者全体の約3割と比べて顕著に高く，「それ以外の窃盗等事犯者」の約6割と比べても高い。

窃盗等事犯は，一般的に，再犯に占める同種事犯の割合が高い罪種であるが，「生活困窮窃盗等事犯者」は，その傾向がより強いといえる。

2-2-5-(3)-2表 窃盗等事犯者の前回前科罪種別人員

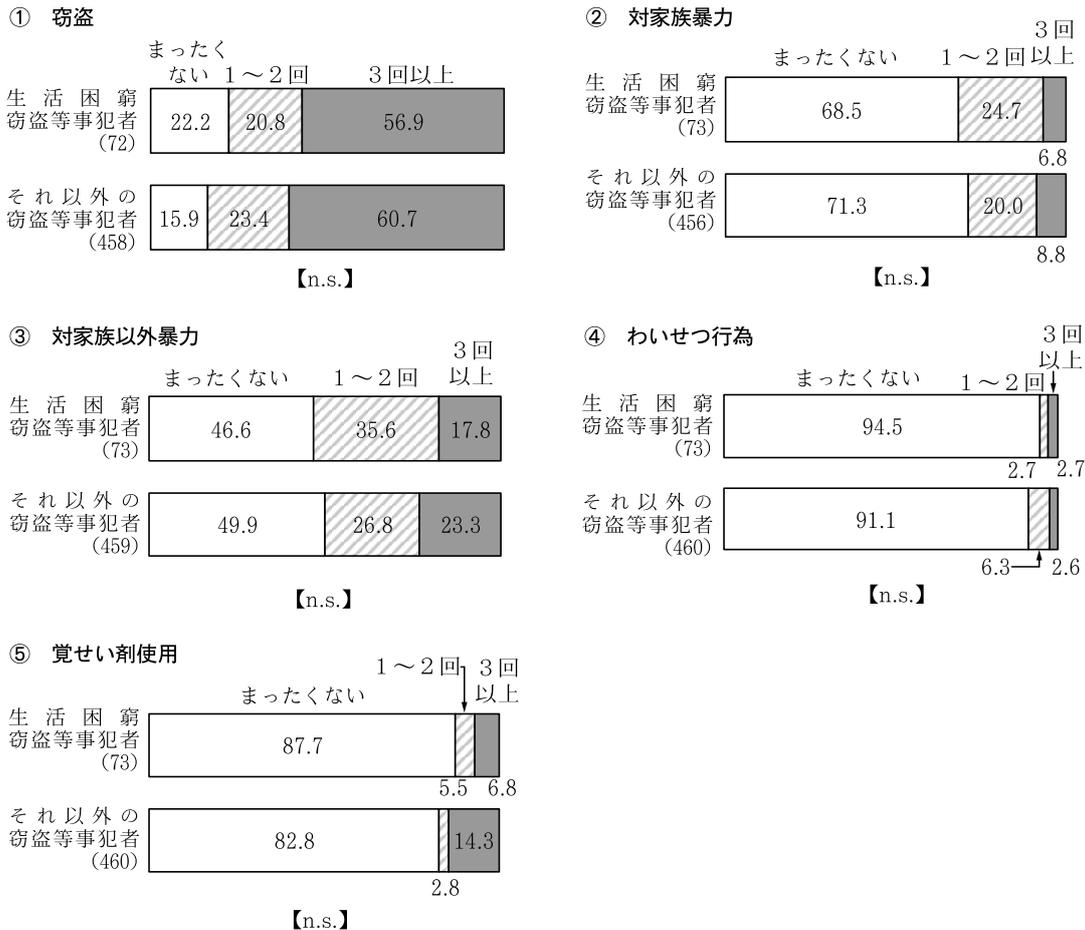
区 分	前 回 前 科 罪 種						
	総 数	交 通 事 犯	粗 暴 事 犯	窃 盗 等 事 犯	覚 せ い 剤 取 締 法 罪	そ の 他 の 罪 種	前 科 な し
生活困窮窃盗等事犯者	73 (100.0)	3 (4.1)	1 (1.4)	59 (80.8)	2 (2.7)	6 (8.2)	2 (2.7)
それ以外の窃盗等事犯者	460 (100.0)	23 (5.0)	17 (3.7)	268 (58.3)	18 (3.9)	50 (10.9)	84 (18.3)

注 ( )内は，構成比である。

2-2-5-(3)-3図は，「窃盗等事犯者」について，飲酒関連を問わないで犯罪経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

「生活困窮窃盗等事犯者」は，犯罪の経験率において，「それ以外の窃盗等事犯者」と比べて大差なく，「飲酒生活困窮者」に該当するか否かにかかわらず，「窃盗等事犯者」は，分析対象者全体（巻末資料4，Q3参照）と比べ，「窃盗」の経験率が当然ながら高いのを除き，犯罪の経験率はむしろ低い傾向があった。

2-2-5-(3)-3図 窃盗等事犯者の犯罪経験等の有無別構成比



注 1 無回答の者を除く。  
 2 ( ) 内は、実人員である。

イ 飲酒行動

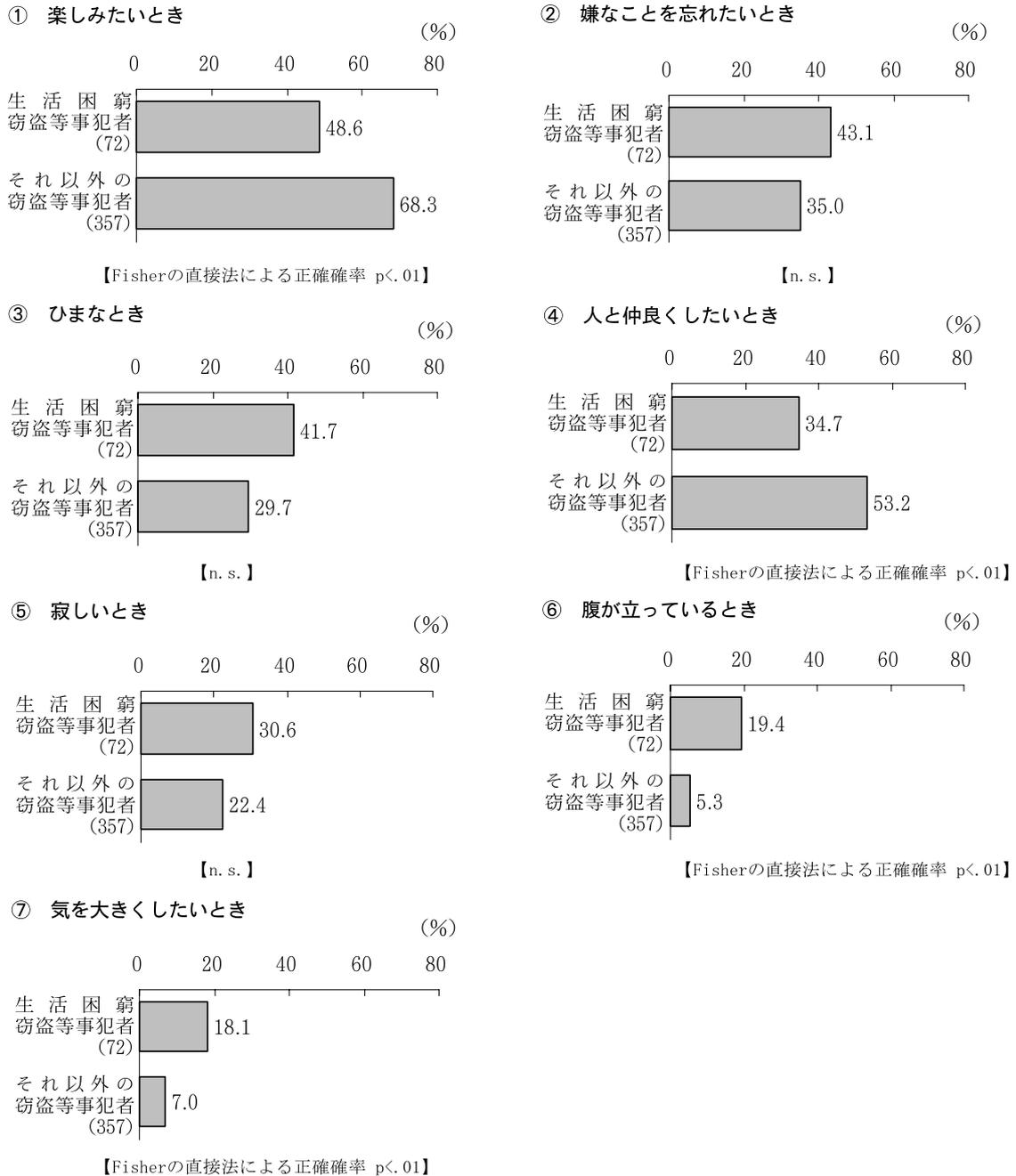
次頁の2-2-5-(3)-4図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「窃盗等事犯者」に飲酒動機を聞いた問いに対する回答（複数回答）の結果を見たものである。

「生活困窮窃盗等事犯者」の飲酒動機は、「楽しみたいとき (48.6%)」, 「嫌なことを忘れたいとき (43.1%)」, 「ひまなとき (41.7%)」の順で多かった。「窃盗等事犯者」については、多い順に、「楽しみたいとき (65.0%)」, 「人と仲良くしたいとき (50.1%)」, 「嫌なことを忘れたいとき (36.4%)」であり、分析対象者全体についてもほぼ同様であり、これらと比較して、「生活困窮窃盗等事犯者」は、否定的気分の解消や習慣・惰性から飲酒する場合が多く、飲酒への依存が進んでいる者が多い傾向が確認できる。

また、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「朝・昼からの飲酒頻度」を見ると、「生活困窮窃盗等事犯者」は「ほとんど毎日」の者が16.7%と、「飲酒経験受刑者」の5.4%、「窃盗等事犯者」の7.0%と比べて顕著に高かった。最近1年間の最大飲酒量が20単位以上の者の比率を見ても、「生活困窮窃盗等事犯者」は57.5%と過半数を占め、「飲酒経験受刑者」の45.2%、「窃盗等事犯者」の35.1%と比べて顕著に高く、飲酒行動に抑

制が利かないと考えられる者が多かった。

2-2-5-(3)-4図 窃盗等事犯者の飲酒動機の選択率



注 1 飲酒経験受刑者に限る。  
 2 各区分の総数に対する、各項目を選択回答した者の比率である。  
 3 主なもの3つまでの複数回答である。  
 4 ( )内は、実人員である。

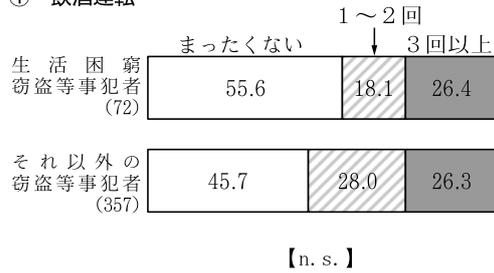
### ウ 飲酒関連の否定的経験

次頁の2-2-5-(3)-5図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「窃盗等事犯者」に飲酒関連の否定的経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

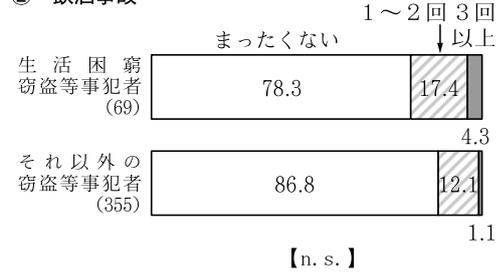
飲酒関連の否定的経験の内容別に見ると、まず、「飲酒による失職」の経験率は、「飲酒経験受刑者」で16.8%（多量飲酒者に限っても28.6%）、「窃盗等事犯者」で22.0%であるのと比べ、「生活困窮等窃盗等事犯者」は50%強と顕著に高い。「飲酒目的の窃盗・無銭飲食」の経験率も、「飲酒経験受刑者」全体（11.6%）と比べて高いのは当然であるが、「窃盗等事犯者」全体（23.0%）と比べても、64.8%と顕著に高い。そのほかの否定的経験についても、「生活困窮窃盗等事犯者」は、「それ以外の窃盗等事犯者」と比べ、「飲酒非難に対する怒り」、「飲酒時の口げんか」、「飲酒時の対家族暴力」、「飲酒による病気」、「飲酒による離別（家族）」、「飲酒による離別（友人）」、「飲酒による失敗の言い訳」、「飲酒時不機嫌」及び「飲酒による記憶の喪失」において、経験率が明白に高かった。特に、「飲酒による病気」、「飲酒による離別（家族）」及び「飲酒による離別（友人）」の経験率は、それぞれ3割以上（多量飲酒者が22.2%）、2割以上（多量飲酒者が11.7%）、3割以上（多量飲酒者が20.3%）と、その構成比が顕著に高い。

2-2-5-(3)-5図 窃盗等事犯者の否定的経験の有無別構成比

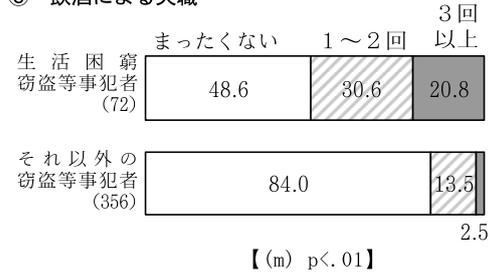
① 飲酒運転



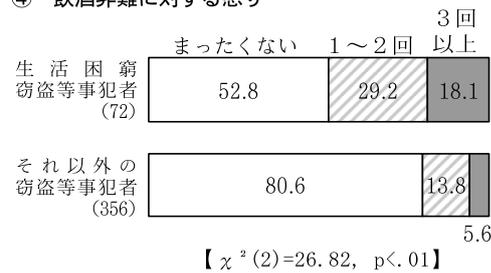
② 飲酒事故



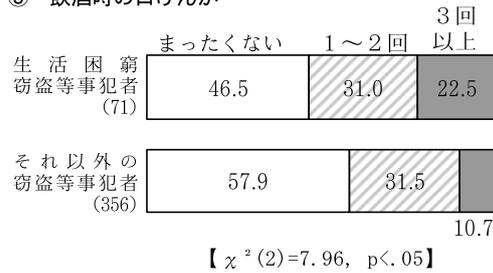
③ 飲酒による失職



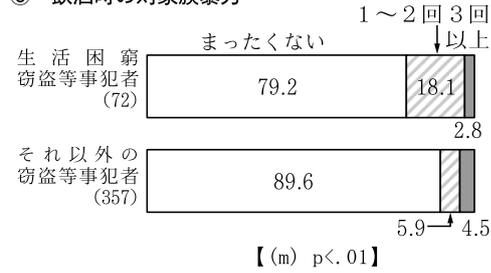
④ 飲酒非難に対する怒り



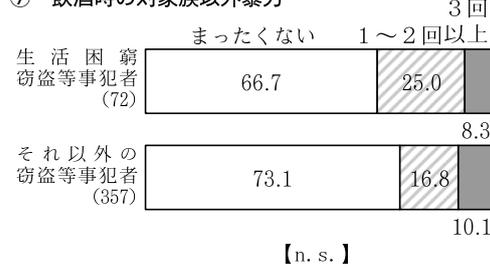
⑤ 飲酒時の口げんか



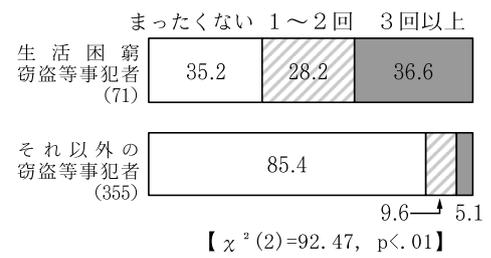
⑥ 飲酒時の対家族暴力

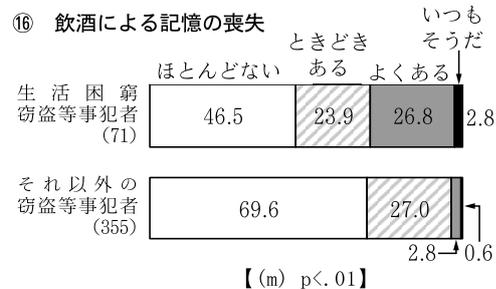
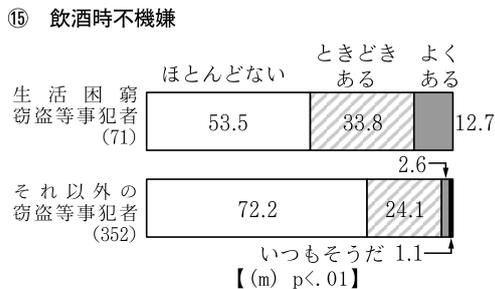
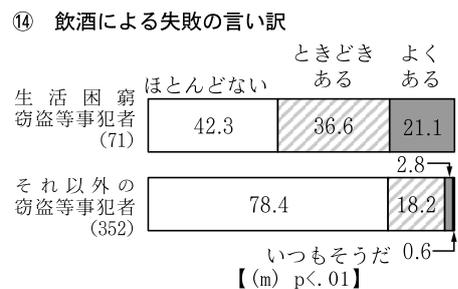
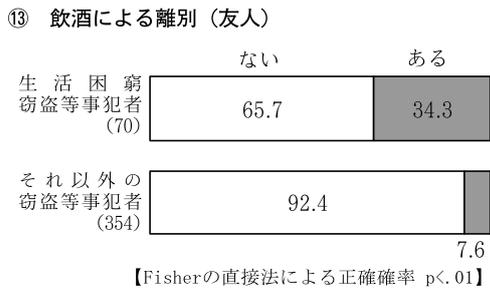
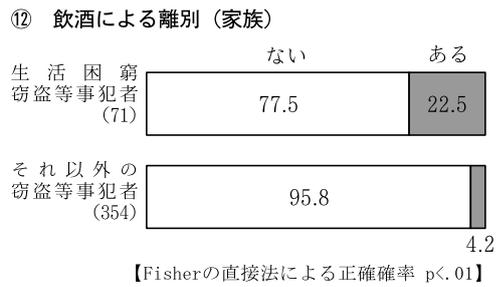
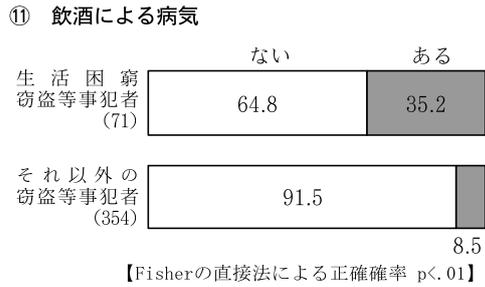
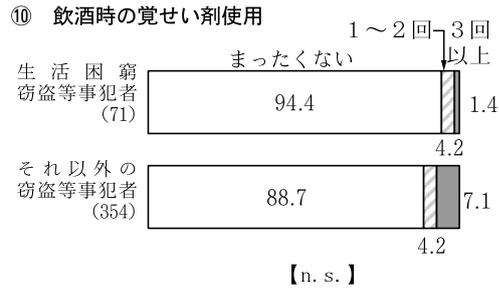
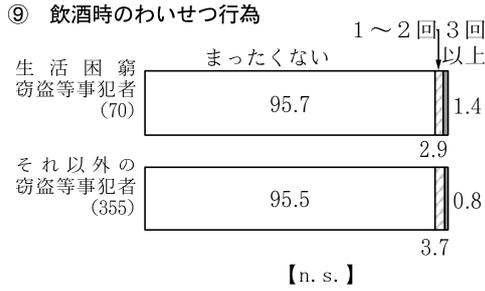


⑦ 飲酒時の対家族以外暴力



⑧ 飲酒目的の窃盗・無銭飲食





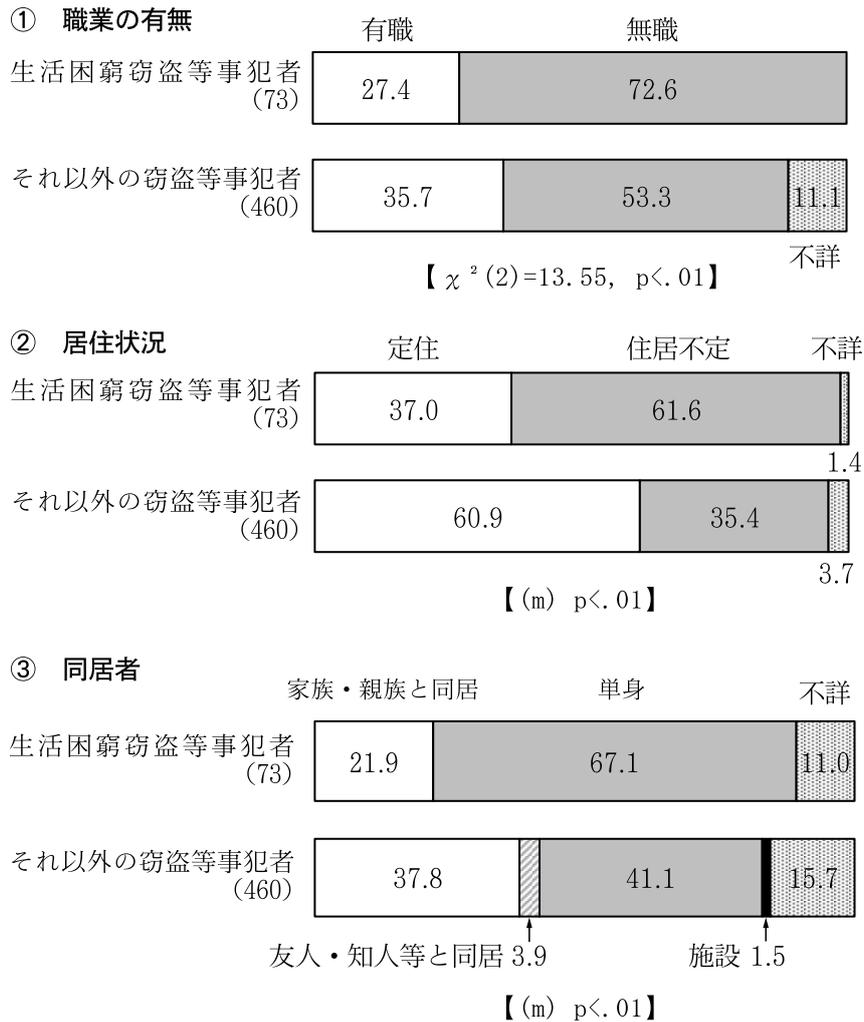
- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。  
 2 無回答の者を除く。  
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## エ 生活状況等

次頁の2-2-5-(3)-6図は、「窃盗等事犯者」について、その生活状況を見たものである。

当然ながら、「生活困窮窃盗等事犯者」は、無職者が約7割、住居不定が約6割、単身率も約7割と、その構成比が顕著に高かった。

2-2-5-(3)-6図 窃盗等事犯者の生活状況



注 1 「③ 同居者」の「施設」は、更生保護施設及び社会福祉施設である。  
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。  
 3 ( )内は、実人員である。

オ 入所時年齢

2-2-5-(3)-7表は、「窃盗等事犯者」について、入所時年齢を見たものである。

「生活困窮窃盗等事犯者」は、分析対象者全体と比べても、「生活困窮窃盗等事犯者」以外の「窃盗等事犯者」と比べても、20歳前半の者が少なく、50歳代の者が顕著に多い傾向があった。40歳以上の者の構成比を見ると、「飲酒経験受刑者」のうち年齢層が高い者の構成比が高い多量飲酒者で55.1%であるのと比べ、「生活困窮窃盗等事犯者」は79.5%と顕著に高かった。

こうしたことが生ずるのは、飲酒が継続されることに伴って飲酒の問題が深刻化し、生活に支障が生じることが犯罪の背景に存在するからではないかと考えられる。

2-2-5-(3)-7表 窃盗等事犯者の入所時年齢層別人員

区 分	入 所 時 年 齢							
	総 数	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
生活困窮窃盗等事犯者	73 (100.0)	2 (2.7)	2 (2.7)	11 (15.1)	17 (23.3)	24 (32.9)	5 (6.8)	12 (16.4)
それ以外の窃盗等事犯者	460 (100.0)	43 (9.3)	65 (14.1)	106 (23.0)	80 (17.4)	95 (20.7)	38 (8.3)	33 (7.2)

【 $\chi^2(6)=23.57, p<.01$ 】

注 ( )内は、構成比である。

### カ 断酒の取組

「生活困窮窃盗等事犯者」（「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。）は、今後の酒の飲み方について聞いた問いに対して、8割近くが断酒・節酒しようとする意志を示した（「飲酒経験受刑者」全体では約6割である。）。しかしながら、飲酒問題の程度が進んでいる者が多いと思われる割には、断酒の意志を示した者は3割程度にとどまる。また、具体的な断酒等の取組経験を有する者は、「生活困窮窃盗等事犯者」のうち3割程度であった。

## 6 小括

以下、この章の調査結果から、受刑者の飲酒実態等について分析したところを小括する。

### (1) 飲酒行動の実態

ア 分析対象者の飲酒率は83.6%であって、一般成人男子と大差はなく、また、飲酒頻度についても、一般成人男子より高くはなく、受刑者には、飲酒の有無や頻度において、特段の問題があるとはいえない。

しかしながら、受刑者には、飲酒量の多さにおいて問題があると考えられる。すなわち、飲酒経験受刑者では、ふだんの1回の飲酒量が6単位（日本酒換算で3合）以上の者が6割を超え、10単位（5合）以上の者も約4割であり、また、刑事施設に収容される前の1年間の1回の最大飲酒量が20単位（10合）以上の者が5割近くと、一般成人男子と比べてこれらの構成比は顕著に高い。

さらに、飲酒の量と頻度から飲酒パターンを分類（Q F分類）すると、分析対象者のうち、ほぼ毎日6単位（3合）以上を飲酒する「多量飲酒者」の構成比は23.3%であり、これも一般成人男子（前記の清水らの調査によれば多量飲酒者の構成比は5.8%である。）と比べて顕著に高かった。

すなわち、受刑者には、十分な抑制が利かずに限度を超えて飲酒する者が多いという実態がうかがわれた。

イ 年齢層別に見ても、分析対象者は、どの年齢層でも、一般成人男子と比べて多量飲酒者の構成比が高いが、50歳代が最も高かった。一般に、飲酒の習慣がある者は、飲酒機会の頻度や代謝の活性度等から、30歳～50歳代に多量飲酒者の構成比が高く、60歳代では、その比率が低下するといわれているが<sup>43</sup>、この点は、飲酒経験受刑者についても、同様の傾向が見られた。他方、20歳代の受刑者は、他の年齢層の受刑者と比較すると、多量飲酒者の構成比は低いが、同年代の一般成人男子と比較すると顕著に高い上、常習飲酒者の構成比も一般成人男子と比べて顕著に高く、常習飲酒者が多量飲酒者に移行する可能性を考えると、若年の受刑者の飲酒行動も軽視できない問題であるというべきである。

ウ 若年受刑者（入所時年齢が20～24歳の者）は、飲酒開始年齢が15歳以下の者の構成比（飲酒経験受刑者に占める比率）が39.4%と、他の年齢層の者と比べて高い。これは、若年受刑者は、保護処分歴を有する者の構成比が高いので、過去の非行行動の一環として早期の飲酒があったことによる影響もあると考えられるが、世代的な影響によるところも大きいと思われる。すなわち、近年、飲酒開始年齢が下がる傾向が一般に見られるところであり、今後、早期の飲酒開始による問題飲酒者の増加も懸念される。

## (2) 多量飲酒と犯罪との関連

ア 前記のとおり、受刑者は、Q F分類による多量飲酒者や1回の飲酒量が多い者の構成比が一般成人男子と比べて顕著に高く、また、飲酒経験受刑者をQ F分類により飲酒パターンで分類し、飲酒パターン別に犯罪歴を見ると、多量飲酒者は、そうでない者と比べて前科数や刑事施設入所歴が多い傾向があることから、多量飲酒が犯罪と関連していることは明白であると考えられる。

しかも、Q F分類による飲酒パターン別に、飲酒関連の否定的経験や問題行動の経験率を見ると、多量飲酒者は、そうでない者と比べ、飲酒運転、飲酒事故、飲酒による失職、飲酒時の粗暴な行為、飲酒による家族や友人との離別などの経験率が高かった。飲酒量や頻度が増えるにつれて、飲酒に関わる様々な問題が頻繁に生じているということができ、このことから、多量飲酒が直接又は間接に犯罪の要因となっていることが示唆されるといえよう。

イ 本研究では、交通事犯、粗暴事犯及び窃盗等事犯について、飲酒と犯罪との関連を探るため、更に分析対象者の飲酒行動等を分析したが、これらの事犯では、次のような特徴等を指摘することができる。

### (ア) 交通事犯

「交通事犯者」は、全般的に、受刑者全体と比べると、犯罪性向は進んでおらず、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者も多くはない。しかしながら、「飲酒交通事犯者」は、多量飲酒者が4割近くを占め、飲酒運転を繰り返している者が多く、また、直近の前科が飲酒関連の交通事犯であった者の比率が4割近くを占めるなど、飲酒関連の交通事犯を繰り返しやすい傾向が認められる。

### (イ) 粗暴事犯

「粗暴事犯者」も、全般的に、受刑者全体と比べ、多量飲酒者の構成比に大差があるとはいえず、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者は多くないが、最近1年間（刑事施設に入所する前の1年間）に20単位（10合）以上の大量飲酒をしたことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多い傾向が見られる。また、「飲酒粗暴事犯者」は、多量飲酒者が4割を超え、「非飲酒粗暴事犯者」と比較しても、粗暴事犯を繰り返しやすい傾向が認められた。

### (ウ) 窃盗等事犯

問題飲酒による生活困窮があって窃盗等の犯行に及んだと認められる「生活困窮窃盗等事犯者」では、多量飲酒者が5割近くを占め、最近1年間に20単位（10合）以上の大量飲酒を経験したことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多い。また、窃盗等以外の犯罪の経験率は高くないが、窃盗等を繰り返す傾向が「窃盗等事犯者」全体と比べてより強い。なお、「生活困窮窃盗等事犯者」は、

40歳以上の者が約8割を占めるなど、年齢層が高い者の構成比が高く、飲酒の継続により飲酒の問題が深刻化して生活に困窮する者が少なくないことを示唆していると考えられる。